

平成30年第12回
教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

平成30年第12回教育委員会定例会議事日程

平成30年12月26日（水）

午後1時 開会

多賀城市役所3階 第2委員会室

日程第1 前回議事録の承認について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第4 議 事

臨時代理事務
報告第13号

臨時代理の報告について（平成30年度多賀城市一
般会計補正予算（第5号））

議案第15号

平成30年度多賀城市教育功績者等表彰について

報告第 2号

多賀城南門及び周辺地区整備・活用基本方針につい
て

日程第5 その他

諸 般 の 報 告

平成30年第11回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

■教育総務課関係

11月27日、市議会全員協議会が開催され、教育長、副教育長、生涯学習課長が出席し、教育委員会関係では、「指定管理者の指定について（多賀城市大代地区公民館）」及び「市内小中学校空調設備の整備について」の2件を説明いたしました。

12月12日から18日まで7日間の会期で、「平成30年第4回多賀城市議会定例会」が開催され、教育委員会関係議案では、「指定管理者の指定について（多賀城市大代地区公民館）」及び、本日臨時代理事務報告をいたします「平成30年度多賀城市一般会計補正予算（第5号）」について、原案のとおり可決されました。一般質問は、12月17日、18日の2日間行われ、教育委員会関係は3名から3件の質問がありました。なお、質問内容及び回答要旨は別紙のとおりです。

■学校教育課関係

12月5日、「多賀城市学校保健会主催の表彰式」が市役所で開催され、健康保持増進に努力している児童生徒として、小学生6名、中学生4名が表彰を受けました。

市内小中学校では、12月21日に2学期の終業式を迎え、来年1月7日までの冬休みに入っています。

■生涯学習課関係

12月2日、「音楽まつり」が大代地区公民館で開催されました。セヶ浜国際村で活動しているパーカッショングループや東豊中学校吹奏楽部、民族音楽団の演奏や多賀城駐屯地よさこい部の演舞披露など、国際色豊かな音楽を約180名が楽しみました。

12月4日、青少年健全育成多賀城市民会議「平成30年度青少年研修会」が市役所で開催されました。多賀城市教育委員会スーパーバイザーの望月晃二氏が

講師に「不登校の実態と予防法について」研修しました。

12月8日、多賀城市子ども会育成連合会主催の「こどもまつり」が文化センターで開催されました。舞台発表や工作及び体験コーナー、スタンプラリーのほか、食育と保育の展示も行われ、約1,300名の来場がありました。

12月11日、「放課後子ども教室推進事業スタッフ研修会」を市役所で開催しました。日本赤十字社宮城県支部の平繁夫氏を講師に「簡単な応急手当の実際（救急法短期講習）」について講話と実技を学びました。

12月23日、「陸上自衛隊東北方面音楽隊コンサート2018」が市民会館大ホールで開催されました。行進曲をはじめ、NHK大河ドラマのテーマ曲やクラシック、オペラなどを鑑賞しました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は別表のとおりです。

■文化財課関係

11月28日、「第60回東日本大震災調査特別委員会」と「第8回多賀城創建1300年事業調査特別委員会」が開催され、教育長、副教育長、文化財課長等が出席しました。

12月17日、宮城県史跡整備市町村協議会市町村文化財担当者会議が、山元町防災拠点山下地域交流センターで開催され、担当者が出席しました。文化財業務へのドローンの使用について、事例報告や意見交換が行われました。

12月18日、「古代米食体験」を城南小学校で開催しました。11月に刈取りした古代米のごはん炊きと食味体験に、城南小学校5年生114名が参加しました。

10月6日から埋蔵文化財調査センター展示室を会場に開催していた「第29回企画展『古代の多賀城と国司館』」が12月24日に終了しました。

(別表) 社会教育事業等の開催状況

(平成30年12月19日現在)

開催日	内 容	参加者 数	会場
11月28日～ 12月18日	介護福祉課委託事業「健康ストレッチ教室」 運営：体育施設指定管理者	382人	シルバー、 山公、 大公
11月29日 12月6日、 13日	成人教育事業「干支を飾ろう。Work!! Work!!編み物 教室」 講師：大友 忍 氏	26人	山公
11月30日～ 12月19日	地域スポーツ指導者派遣事業 (健康ストレッチ、介護予防、ヨガ、体組成計測定 など) 申請団体：塩釜電力センター、旭ヶ岡町内会、トゥ インクルたがじょう、向山いきいきサロ ン、桜木北区あすなろ会、桜木東町内会 運営：体育施設等指定管理者	79人	市内 ほか
11月30日	成人教育事業「歴史講座 仙台藩における武士の暮 らしについて」 講師：宮城学院女子大学 教授 J.F.モリス 氏	17人	山公
11月30日、 12月7日、 14日	地域交流事業「集いの広場」 (子どもたちの学習や異世代交流として公民館体育 室や視聴覚室を開放)	100人	大公
12月1日	成人教育事業「寒さ対策・免疫アップの料理教室」 講師：菅原流水健康塾 菅原 敏幸 氏	19人	中公

1 2 月 1 日	音と絵本のおはなし会 (ギター生演奏BGM付き絵本の読み聞かせ) 講師：ギタリスト ガロート川村 氏 多賀城市市民活動サポートセンター 榎田 洋一 氏 共催：多賀城市市民活動サポートセンター 運営：市立図書館指定管理者	57人	市図
1 2 月 1 日、 8 日	社会体育事業「遊びから学ぼう！元気隊」 (サッカー・バレーボール) 協力：多賀城FC、Angel Smile 多賀城 運営：体育施設指定管理者	22人	多小
1 2 月 1 日、 8 日、1 5 日	社会体育事業「遊びから学ぼう！元気隊」 (バスケット、ニュースポーツ、少林寺拳法) 協力：山王ミニバス、メイトランド、少林寺拳法協会 運営：体育施設指定管理者	19人	山小
1 2 月 2 日	大人の食育 「だいこん」 講師：野菜ソムリエプロ 中川 牧子 氏	10人	市図
1 2 月 3 日	社会体育事業「学校体育を克服！運動教室」 (跳び箱、鉄棒、マット運動など学校体育の基礎)	13人	総体
1 2 月 5 日、	英語の本を楽しもう 英語多読サロン 運営：市立図書館指定管理者	7人	市図
1 2 月 6 日	社会体育事業「スポーツ活動研修会 I テーピング 実習講座」 講師：active body スポーツ鍼灸治療院 青島 大輔 氏	11人	総体

12月7日	Good morning YOGA (朝の図書館でヨガを楽しむ) 講師：ヨガインストラクター 工藤 葉子 氏	8人	市図
12月8日、 15日	みやぎ県民文化創造の祭典 芸術銀河2018 「WAKU☆ WAKU☆舞台スタッフ体験2018」 (舞台の楽しさ、舞台を創る楽しさを知るための創造参加型事業) 12月8日／朗読と演劇 宮沢賢治の名作「セロ弾きのゴーシュ」(参加者16人) 12月15日／ミニワークショップ (参加者7人) 主催：みやぎ文化創造の祭典実行委員会 文化センター指定管理者	193人	市会
12月9日	映画上映会 TAGAJOCINEMA 「そして父になる」 運営：市立図書館指定管理者	21人	市図
12月11日	大和証券グループ presents 「辻井伸行 日本ツアー」 (ドビュッシー、ラヴェル、ショパン) 主催：仙台放送、河北新報社 共催：文化センター指定管理者	1,050人	市会
12月11日	高齢者教育事業「山王大学後期 口と体のフレイル予防」 講師：東北文化学園大学 准教授 星 孝 氏	20人	山公
12月12日	高齢者教育事業「山茶花大学後期 月・惑星・星座にまつわる話」 講師：仙台市天文台 高橋 博子 氏	8人	大公
12月15日	家庭教育事業「親子料理教室 クリスマス料理」 講師：大代地区食生活改善推進員	36人	大公

12月15日	会津木綿ワークショップ「ブックカバー作り」 講師：I I E Lab. 谷津 拓郎 氏	12人	市図
12月15日	視聴覚教育事業「子ども映画会」 (ミッキーマウス、トムとジェリー、アリババと四十人の海賊ほか)	46人	中公
12月15日	青少年教育事業「福興しだるま絵付け 創作だるまを作ろう！」 講師：東北生活文化大学 教授 森 敏美 氏	44人	山公
12月15日	おもいでのうたコンサート (市内外から合唱団16団体 計300人出演) 主催：復興の詩プロジェクト実行委員会 共催：文化センター指定管理者	900人	市会
12月16日	本のソムリエに学ぶ 健康術 講師：本のソムリエ 二本柳 保 氏	4人	市図
12月16日	家庭教育事業「クリスマス飾り巻き寿司教室」 講師：飾り巻き寿司インストラクター 千葉 淳子 氏	28人	中公
12月16日	社会体育事業「おとなの朝活 ヨガ」 講師：西崎 英子 氏	11人	総体

【凡例】

中公：中央公民館 山公：山王地区公民館 大公：大代地区公民館 市会：市民会館
市図：市立図書館 総体：総合体育館 プール：市民プール 市テ：市民テニスコート
シルバー：シルバーヘルスプラザ

平成30年12月26日提出

多賀城市教育委員会
教育長 小畑 幸彦

臨時代理事務報告第13号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

平成30年12月26日

多賀城市教育委員会

教育長 小畑 幸彦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）
第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

平成30年11月27日

多賀城市教育委員会
教育長 小畑 幸彦

平成30年度多賀城市一般会計補正予算（第5号）に対する意見に
ついて

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和
31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたことから、異
議ない旨回答する。

市 公 第 9 1 0 号

平成30年11月27日

多賀城市教育委員会 殿

多賀城市長 菊地 健次郎



平成30年度多賀城市一般会計補正予算（第5号）

について（協議）

このことについて、別紙のとおり調製したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

担当：市長公室（財政経営担当）

内線216 高橋



臨時代理事務報告第13号関係資料

議案第 号

平成30年度多賀城市一般会計補正予算（第5号）

平成30年度多賀城市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,174,381千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,679,308千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成30年12月 日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

1 予算総括

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
8	国有提供施設等所在市町村助成交付金	24,196	△363	23,833
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	24,196	△363	23,833
10	地方交付税	5,541,252	1,185	5,542,437
	1 地方交付税	5,541,252	1,185	5,542,437
14	国庫支出金	3,833,795	774,136	4,607,931
	1 国庫負担金	2,752,644	61,555	2,814,199
	2 国庫補助金	1,069,914	712,581	1,782,495
15	県支出金	1,668,408	243	1,668,651
	2 県補助金	648,292	243	648,535
16	財産収入	1,220,259	7,381	1,227,640
	1 財産運用収入	73,782	7,381	81,163
17	寄附金	2,019,800	500,000	2,519,800
	1 寄附金	2,019,800	500,000	2,519,800
18	繰入金	4,038,927	1,319,058	5,357,985
	1 基金繰入金	3,995,621	1,319,058	5,314,679
20	諸収入	840,524	2,341	842,865
	5 雑入	443,471	2,341	445,812
21	市債	1,211,900	570,400	1,782,300
	1 市債	1,211,900	570,400	1,782,300
歳入合計		30,504,927	3,174,381	33,679,308

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	216,219	6,528	222,747
	1 議会費	216,219	6,528	222,747
2	総務費	8,205,999	1,427,719	9,633,718
	1 総務管理費	7,633,872	1,448,808	9,082,680
	2 徴税費	293,984	△1,111	292,873
	3 戸籍住民基本台帳費	165,671	829	166,500
	4 選挙費	63,203	△18,173	45,030
	5 統計調査費	18,022	△2,759	15,263
	6 監査委員費	31,247	125	31,372
3	民生費	9,203,337	104,951	9,308,288
	1 社会福祉費	3,318,343	△9,407	3,308,936
	2 児童福祉費	4,399,343	31,527	4,430,870
	3 生活保護費	1,290,051	82,831	1,372,882
4	衛生費	1,235,754	5,846	1,241,600
	1 保健衛生費	700,622	5,846	706,468
6	農林水産業費	441,153	2,774	443,927
	1 農業費	440,829	2,774	443,603
7	商工費	334,568	△803	333,765
	1 商工費	334,568	△803	333,765
8	土木費	5,113,643	1,635	5,115,278
	1 土木管理費	161,518	16,331	177,849
	4 都市計画費	3,236,781	△14,696	3,222,085
10	教育費	2,860,766	1,625,731	4,486,497
	1 教育総務費	325,860	402,852	728,712
	2 小学校費	310,973	471,435	782,408

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 中学校費	421,784	254,109	675,893
	4 社会教育費	1,134,141	429,904	1,564,045
	5 保健体育費	668,008	67,431	735,439
	歳 出 合 計	30,504,927	3,174,381	33,679,308

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
大代地区公民館指定管理業務委託	平成31年度から 平成35年度まで	118,781 千円

(変更)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
自動車借上料	平成31年度から 平成35年度まで	19,005 千円	平成31年度から 平成35年度まで	20,267 千円

第4表 地方債補正

(変更)

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法
地域総合整備資金 貸付事業	千円 0	証書借入れ又 は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し 後の利率)	借入期日の翌日 から30年以内に 半年賦元利均等 償還し、又は元 金均等償還す る。ただし、融 資条件又は財政 の都合により償 還年限を短縮 し、若しくは繰 上償還又は低利 に借換えするこ とができる。	千円 169,000	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
学校施設整備事業	129,900				342,300			
文化財整備活用事 業	0				189,000			
計	1,211,900				1,782,300			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金	24,196	△363	23,833
10 地方交付税	5,541,252	1,185	5,542,437
14 国庫支出金	3,833,795	774,136	4,607,931
15 県支出金	1,668,408	243	1,668,651
16 財産収入	1,220,259	7,381	1,227,640
17 寄附金	2,019,800	500,000	2,519,800
18 繰入金	4,038,927	1,319,058	5,357,985
20 諸収入	840,524	2,341	842,865
21 市債	1,211,900	570,400	1,782,300
歳入合計	30,504,927	3,174,381	33,679,308

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	216,219	6,528	222,747
2 総務費	8,205,999	1,427,719	9,633,718
3 民生費	9,203,337	104,951	9,308,288
4 衛生費	1,235,754	5,846	1,241,600
6 農林水産業費	441,153	2,774	443,927
7 商工費	334,568	△803	333,765
8 土木費	5,113,643	1,635	5,115,278
10 教育費	2,860,766	1,625,731	4,486,497
歳 出 合 計	30,504,927	3,174,381	33,679,308

補正額の財源内訳				
特	定	財源		一般財源
国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円
				6,528
396,198		169,000	827,783	34,738
62,101	243		5,836	36,771
				5,846
				2,774
				△803
				1,635
315,837		401,400	843,111	65,383
774,136	243	570,400	1,676,730	152,872

1 4 款 国庫支出金
1 項 国庫負担金

774, 136千円
61, 555千円

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
計		2, 752, 644	61, 555	2, 814, 199

1 4 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金

774, 136千円
712, 581千円

2	国庫補助金	1, 069, 914	712, 581	1, 782, 495
	2 民生費国庫補助金	186, 815	546	187, 361
	5 教育費国庫補助金	243, 195	315, 837	559, 032

節		説	明
区	分		
	金額		
	千円		千円
		計上済額	884,032
		差引額	60,686

2	障害者福祉費補助金	486	○社会福祉課 1 地域生活支援事業費等補助金 収入見込額 14,301 [補正前 39,474,000円×1/2×調整率0.7≒13,815,000円] [補正後 40,860,000円×1/2×調整率0.7=14,301,000円] 補正額 14,301,000円-13,815,000円=486,000円 計上済額 13,815 差引額 486	486
3	児童福祉費補助金	60	○保育課 1 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 収入見込額 60 [子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金交付要綱] [補正前 0円] [補正後 補助対象額120,000円×1/2=60,000円] 補正額 60,000円-0円=60,000円 計上済額 0 差引額 60	60
2	小学校費補助金	71,886	○教育総務課 1 ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金 収入見込額 72,292 [(仮称)ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金交付要綱] [補正前 0円] [補正後 配分基礎額:補助基準額216,876,000円×1/3=72,292,000円] 補正額 72,292,000円-0円=72,292,000円 計上済額 0 差引額 72,292 ○学校教育課 1 理科教育設備整備費等補助金 収入見込額 462 [補正前 (2,597,120円+7,842円)×1/3≒868,000円] [補正後 462,000円] 補正額 462,000円-868,000円=-406,000円 計上済額 868 差引額 △406	72,292 △406
3	中学校費補助金	33,951	○教育総務課 1 ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金 収入見込額 33,951 [(仮称)ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金交付要綱] [補正前 0円] [補正後 配分基礎額:補助基準額101,853,600円×1/3≒33,951,000円]	33,951

1 4 款 国庫支出金

1 4 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金

774,136千円
712,581千円

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	6 東日本大震災復興交付金	0	396,198	396,198
	計	1,069,914	712,581	1,782,495

1 5 款 県支出金
2 項 県補助金

243千円
243千円

15	県支出金	1,668,408	243	1,668,651
	2 県補助金	648,292	243	648,535
	2 民生費県補助金	522,075	243	522,318
	計	648,292	243	648,535

1 6 款 財産収入
1 項 財産運用収入

7,381千円
7,381千円

16	財産収入	1,220,259	7,381	1,227,640
----	------	-----------	-------	-----------

節		説明	明
区	分 金 額		
	千円		千円
		補正額 33,951,000円-0円=33,951,000円 計上済額 0 差引額 33,951	
4	社会教育費補助金 210,000	○文化財課 1 国宝重要文化財等保存整備費補助金 210,000 1 史跡等総合活用整備事業費補助金 210,000 収入見込額 210,000 [歴史活き活き!史跡等総合活用整備事業補助金交付要綱] [補正前 0円] [補正後 420,000,000円×1/2=210,000,000円] 補正額 210,000,000円-0円=210,000,000円 計上済額 0 差引額 210,000	210,000 210,000
1	東日本大震災復興交付金 396,198	○震災復興推進局 1 東日本大震災復興交付金 396,198 1 国土交通省所管事業 396,198 収入見込額 396,198 [東日本大震災復興交付金制度要綱] [補正前 0円] [補正後 396,198,000円] 補正額 396,198,000円-0円=396,198,000円 計上済額 0 差引額 396,198	396,198 396,198

2	障害者福祉費補助金 243	○社会福祉課 1 地域生活支援事業費等補助金 243 収入見込額 7,150 [補正前 39,474,000円×1/4×調整率0.7≒6,907,000] [補正後 40,860,000円×1/4×調整率0.7≒7,150,000円] 補正額 7,150,000円-6,907,000円=243,000円 計上済額 6,907 差引額 243	243

--	--	--	--

14款 国庫支出金 15款 県支出金 16款 財産収入

18款 繰入金

1,319,058千円

1項 基金繰入金

1,319,058千円

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	教育施設及び文化施設管理基金繰入金	83,901	400,357	484,258
5	生涯学習推進基金繰入金	2,500	500	3,000
8	土地開発基金繰入金	1	488,220	488,221
9	ふるさと多賀城応援基金繰入金	1,168,403	255,836	1,424,239
10	東日本大震災復興基金繰入金	167,774	9,717	177,491
計		3,995,621	1,319,058	5,314,679

20款 諸収入

2,341千円

5項 雑入

2,341千円

20	諸収入	840,524	2,341	842,865
----	-----	---------	-------	---------

節		説明	明
区	分		
	金額		
	千円		千円
		計上済額	1
		差引額	21,000
1	教育施設及び文化施設管理基金繰入金	400,357	
		○市長公室	
		1 教育施設及び文化施設管理基金繰入金	400,357
		収入見込額	484,258
		[対象事業]	
		・学校環境整備事業[小学校] 254,208,000円	
		・学校環境整備事業[中学校] 146,149,000円	
		計上済額	83,901
		差引額	400,357
1	生涯学習推進基金繰入金	500	
		○市長公室	
		1 生涯学習推進基金繰入金	500
		収入見込額	3,000
		[対象事業]	
		・生涯学習活動費補助事業 500,000円	
		計上済額	2,500
		差引額	500
1	土地開発基金繰入金	488,220	
		○市長公室	
		1 土地開発基金繰入金	488,220
		収入見込額	488,221
		[対象事業]	
		・財政調整基金積立金 72,396,000円	
		・教育施設及び文化施設管理基金積立金 415,824,000円	
		計上済額	1
		差引額	488,220
1	ふるさと多賀城応援基金繰入金	255,836	
		○市長公室	
		1 ふるさと多賀城応援基金繰入金	255,836
		収入見込額	1,424,239
		[対象事業]	
		・ふるさと・多賀城応援寄附事業 250,000,000円	
		・児童発達支援センター管理運営事業 2,217,000円	
		・公立保育所運営管理事業 3,619,000円	
		計上済額	1,168,403
		差引額	255,836
1	東日本大震災復興基金繰入金	9,717	
		○市長公室	
		1 東日本大震災復興基金繰入金	9,717
		収入見込額	177,491
		[対象事業]	
		・追悼式開催事業 4,387,000円	
		・学校環境整備事業[多賀城中学校] 5,330,000円	
		計上済額	167,774
		差引額	9,717

--	--	--	--

18款 繰入金 20款 諸収入

20款 諸収入
5項 雑入

2,341千円
2,341千円

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	5	千円 443,471	千円 2,341	千円 445,812
	2	443,437	2,341	445,778
計		443,471	2,341	445,812

21款 市債
1項 市債

570,400千円
570,400千円

21		市債	1,211,900	570,400	1,782,300
	1	市債	1,211,900	570,400	1,782,300
		1 総務債	28,300	169,000	197,300
		4 教育債	129,900	401,400	531,300

節		説	明
区	分		
金額		千円	
7	雑入	2,341	○教育総務課 1 雑入 1 ガス料金還付金 収入見込額 1,241 計上済額 0 差引額 1,241 ○中央公民館 1 雑入 1 宮城県文化振興財団助成金 収入見込額 100 計上済額 0 差引額 100
			○選挙管理委員会事務局 1 雑入 1 選挙供託金 収入見込額 1,000 計上済額 0 差引額 1,000

1	総務管理債	169,000	○市長公室 1 地域総合整備資金貸付事業債 収入見込額 169,000 計上済額 0 差引額 169,000
1	小学校債	144,500	○教育総務課 1 学校施設整備事業債 1 学校環境整備事業 [小学校] 収入見込額 144,500 計上済額 0 差引額 144,500
2	中学校債	67,900	○教育総務課 1 学校施設整備事業債 1 学校環境整備事業 [中学校] 収入見込額 67,900 計上済額 0 差引額 67,900
5	文化財整備活用事業債	189,000	○文化財課 1 文化財整備活用事業債

20款 諸収入 21款 市債

21款 市債

570,400千円

1項 市債

570,400千円

款		項	目	補正前の額	補正額	計
				千円	千円	千円
計				1,211,900	570,400	1,782,300

節		説明	金額
区	分		
			千円
		収入見込額	189,000
		計上済額	0
		差引額	189,000

2 1 款 市債

3 歳出

8 款 土木費

1,635千円

4 項 都市計画費

△14,696千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 下水道事業 特別会計繰 出金	2,515,221	△1,899	2,513,322				△1,899
計	3,236,781	△14,696	3,222,085				△14,696

10 款 教育費

1,625,731千円

1 項 教育総務費

402,852千円

10	教育費	2,860,766	1,625,731	4,486,497	315,837	401,400	843,111	65,383
1	教育総務費	325,860	402,852	728,712			415,824	△12,972
2	事務局費	323,240	△12,972	310,268				△12,972
3	教育施設及 び文化施設 管理基金費	113	415,824	415,937			415,824 繰入金 415,824	
	計	325,860	402,852	728,712			415,824	△12,972

10 款 教育費

1,625,731千円

2 項 小学校費

471,435千円

2	小学校費	310,973	471,435	782,408	71,886	144,500	254,208	841
1	学校管理費	251,236	471,435	722,671	71,886 国庫支出金 71,886	144,500	254,208 繰入金 254,208	841

節		説明	既定事業費
区分	金額		
3 職員手当等	千円 600	02 給料 03 職員手当等	千円 1,003 600
4 共済費	408	04 共済費	408
19 負担金、補助及び交付金	120	19 負担金、補助及び交付金 職員退職手当組合負担金	120 120
28 繰出金	△1,899	○都市計画課 1 下水道事業特別会計繰出金 28 繰出金 下水道事業特別会計繰出金	△1,899 △1,899 △1,899
			2,515,221

2 給料	△6,687	○総務課 1 教育総務職員人件費	△12,972	127,239
3 職員手当等	△3,554	02 給料	△6,687	
4 共済費	△1,897	03 職員手当等	△3,554	
19 負担金、補助及び交付金	△834	04 共済費	△1,897	
		19 負担金、補助及び交付金 職員退職手当組合負担金	△834 △834	
25 積立金	415,824	○市長公室 1 教育施設及び文化施設管理基金積立金 25 積立金 教育施設及び文化施設管理基金積立金	415,824 415,824 415,824	113

1 報酬	435	○教育総務課 1 学校環境整備事業 [小学校]	471,000	7,130
13 委託料	18,000	13 委託料 小学校エアコン整備工事設計業務委託料	18,000 18,000	
15 工事請負費	453,000	15 工事請負費 小学校エアコン整備工事	453,000 453,000	
		○学校教育課		

8 款 土木費 10 款 教育費

10款 教育費
2項 小学校費

1,625,731千円
471,435千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	310,973	471,435	782,408	71,886	144,500	254,208	841

10款 教育費
3項 中学校費

1,625,731千円
254,109千円

3	中学校費	421,784	254,109	675,893	33,951	67,900	151,479	779
	1 学校管理費	368,786	254,109	622,895	33,951 国庫支出金 33,951	67,900	151,479 繰入金 151,479	779
	計	421,784	254,109	675,893	33,951	67,900	151,479	779

10款 教育費
4項 社会教育費

1,625,731千円
429,904千円

4	社会教育費	1,134,141	429,904	1,564,045	210,000	189,000	21,600	9,304
	1 社会教育総務費	224,353	9,404	233,757				9,404
	2 社会教育振興費	20,163	500	20,663			500	

節		説明	既定事業費
区分	金額		
	千円	千円	千円
		1 特別支援教育支援事業 [小学校] 01 報酬 特別支援教育支援員報酬 ○学校教育課 1 小学校理科支援事業 財源組替え	435 435 435 25,923

1 報酬	779	○教育総務課		
11 需用費	30	1 学校環境整備事業 [中学校]	248,000	19,470
13 委託料	12,000	13 委託料	12,000	
		中学校エアコン整備工事設計業務委託料	12,000	
15 工事請負費	241,300	15 工事請負費	236,000	
		中学校エアコン整備工事	236,000	
		2 学校環境整備事業 [多賀城中学校]	5,330	
		11 需用費	30	
		印刷製本費	30	
		15 工事請負費	5,300	
		防球ネット設置工事	5,300	
		○学校教育課		
		1 特別支援教育支援事業 [中学校]	779	6,725
		01 報酬	779	
		特別支援教育支援員報酬	779	

2 給料	2,717	○総務課		
3 職員手当等	4,653	1 社会教育職員人件費	9,404	211,962
4 共済費	1,664	02 給料	2,717	
		03 職員手当等	4,653	
19 負担金、補助及び交付金	370	04 共済費	1,664	
		19 負担金、補助及び交付金	370	
		職員退職手当組合負担金	370	
19 負担金、補助及び交付金	500	○生涯学習課		
		1 生涯学習活動費補助事業	500	2,500

10款 教育費

10款 教育費
4項 社会教育費

1,625,731千円
429,904千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
						繰入金 500	
3 公民館費	38,978	0	38,978			諸収入 100	△100
4 文化財保護費	33,031	420,000	453,031	210,000 国庫支出金 210,000	189,000	繰入金 21,000 21,000	
9 埋蔵文化財調査センター費	185,620	0	185,620				
計	1,134,141	429,904	1,564,045	210,000	189,000	21,600	9,304

10款 教育費
5項 保健体育費

1,625,731千円
67,431千円

5	保健体育費	668,008	67,431	735,439				67,431
	1 保健体育総務費	170,238	67,854	238,092				67,854
	2 学校給食管理費	497,770	△423	497,347				△423

節		説明	既定事業費
区分	金額		
	千円	19 負担金、補助及び交付金 生涯学習活動費補助金	千円 500 500
		○中央公民館 1 市民音楽祭開催事業 財源組替え	
8 報償費	93	○文化財課 1 特別史跡多賀城跡復元整備事業 08 報償費 報償金 09 旅費 11 需用費 13 委託料 設計業務委託料 樹木管理業務委託料 15 工事請負費 地形復元盛土工事 木工事	420,000 93 93 464 21 19,252 19,096 156 400,170 70,170 330,000
9 旅費	464		
11 需用費	21		
13 委託料	19,252		
15 工事請負費	400,170		
1 報酬	5,356	○埋蔵文化財調査センター 1 埋蔵文化財調査受託事業（ほ場整備） 01 報酬 発掘作業員報酬 遺物整理員報酬 04 共済費 13 委託料 木・鉄製品保存処理業務委託料	67,088 0 5,356 4,587 769 21 △5,377 △5,377
4 共済費	21		
13 委託料	△5,377		

2 給料	△1,871	○総務課 1 保健体育職員人件費 02 給料 03 職員手当等 04 共済費 19 負担金、補助及び交付金 職員退職手当組合負担金	△4,542 △1,871 △1,543 △842 △286 △286	11,315
3 職員手当等	△1,543			
4 共済費	△842			
17 公有財産購入費	72,396			
19 負担金、補助及び交付金	△286	○生涯学習課 1 多賀城市社会体育施設等管理運営事業 17 公有財産購入費 土地購入費	72,396 72,396 72,396	117,215
2 給料	△105	○総務課 1 学校給食管理職員人件費 02 給料	△423 △105	26,397
3 職員手当等	△148			

10款 教育費

10款 教育費

1,625,731千円

5項 保健体育費

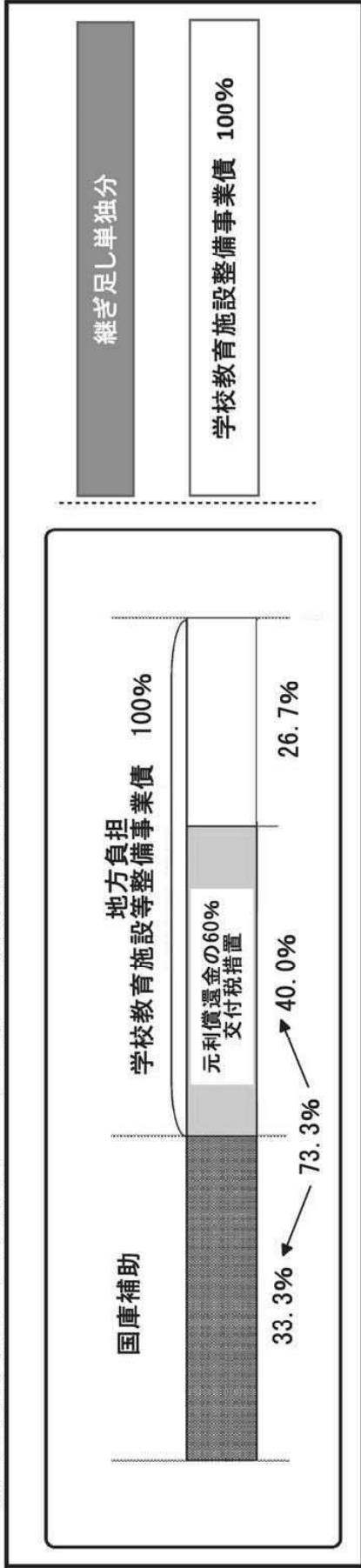
67,431千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	668,008	67,431	735,439				67,431

節		説 明	既定事業費
区 分	金 額		
4 共済費	千円 △166	03 職員手当等 04 共済費	千円 △148 △166
19 負担金、補助 及び交付金	△4	19 負担金、補助及び交付金 職員退職手当組合負担金	△4 △4

10款 教育費

市内小中学校エアコン整備について
 1 臨時特例交付金の概要(ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金)



継ぎ足し単独分

学校教育施設整備事業債 100%

2 エアコン整備予定教室数

(単位:室)

学校名	普通教室	校長室、職員室、事務室	合計
多賀城小学校	24	0	24
多賀城東小学校	20	2	22
山王小学校	28	2	30
天真小学校	16	0	16
城南小学校	27	0	27
多賀城八幡小学校	15	3	18
小学校計	130	7	137
多賀城中学校	15	3	18
第二中学校	15	0	15
東豊中学校	10	2	12
高崎中学校	19	0	19
中学校計	59	5	64
小中学校合計	189	12	201

3 工事費・財源内訳概算見込額

	概算工事費 (概算設計費含む) ① (円)	補助基準額			補助率 ③	【特定財源】 補助額 ④ (円) (②×③) ※千円未満 切捨て	【起債】		その他の財源⑦ (円) (教文基金) (①-④-⑤)
		基準単価 (m ² 単価) (円)	整備面積 (m ²)	基準額 ② (円) (基準単価 × 整備面積)			起債⑤ 限度額⑤ (円) (②-④) ※十万円未満 切捨て	うち 交付税措置 ⑥ (円) (⑤×60%)	
小学校分	471,000,000	24,800	8,745	216,876,000	1/3	72,292,000	144,500,000	86,700,000	254,208,000
中学校分	248,000,000	24,800	4,107	101,853,600	1/3	33,951,000	67,900,000	40,740,000	146,149,000
合計	719,000,000					106,243,000	212,400,000	127,440,000	400,357,000

議案第15号

平成30年度多賀城市教育功績者等表彰について
このことについて、次のとおり決定する。

平成30年12月26日提出

多賀城市教育委員会
教育長 小畑 幸彦

報告第2号

多賀城南門及び周辺地区整備・活用基本方針について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成30年12月26日

多賀城市教育委員会

教育長 小畑 幸彦

多賀城南門等復元及び周辺整備事業 調整状況最終報告書

多賀城南門及び周辺地区 整備・活用基本方針（案）



平成30年11月

多賀城市

（市長公室、教育委員会事務局文化財課）

目次

はじめに	P 4
1 方針の策定に当たって	P 5
(1) この方針の位置付け	P 5
(2) 多賀城南門及び周辺地区の整備・活用の目的等	P 7
(3) これまでの経過	P 1 4
2 多賀城跡の現状と整備・活用等の課題	P 1 5
(1) 現在の姿・状況	P 1 5
(2) 整備・活用等の課題	P 1 6
3 多賀城南門及び周辺地区の整備・活用に当たっての理念	P 2 1
4 整備内容	P 2 4
(1) 事業の全体像等	P 2 4
(2) 整備事業の規模・概要	P 2 7
(3) 維持管理費（年間見込額）	P 2 9
(4) 事業区分	P 3 0
(5) 計画期間	P 3 1
(6) 財源の確保等	P 3 2
5 活用のために	P 3 4

(1) 活用によって目指す姿	P 3 4
(2) 活用にあたっての前提	P 3 4
(3) 活用案	P 3 5
(4) 活用に係る実施時期	P 3 7
6 推進体制	P 3 8
巻末【参考資料】	P 4 0

はじめに

多賀城市の礎は、東北全域における政治・軍事の拠点として神亀元年（724年）に創建された「多賀城」に由来します。その後約300年、東北の中心地として栄えた歴史を背景に、現在はその名残として多賀城跡、多賀城廃寺跡が残されており、同地にある重要文化財の多賀城碑も日本三古碑の1つとして、多賀城の歴史と文化を伝えています。

この多賀城跡は、多賀城廃寺跡とともに、大正11年（1922年）に国の史跡に、昭和41年（1966年）には県内唯一の特別史跡に指定されており、平城宮跡や大宰府跡と並び日本三大史跡と数えられる由緒あるものです。多賀城市の文化的な魅力の発信地である「文化交流拠点」として、市外の人々には多賀城市の魅力を広める場、市内の人々には憩いと郷土の誇りの場となっています。

このような多賀城の更なる魅力拡大のため、多賀城南門の復元は、有効な1つの手段として議論されてきたところです。

その間、平成6年9月22日の集中豪雨災害や平成23年3月11日の東日本大震災といった未曾有の災害による復旧・復興事業を最優先に取り組むため、多賀城南門復元の議論を中断せざるを得ない状況も生じていました。

そのような中、災害公営住宅整備や多賀城駅周辺整備事業が完了し、避難路整備事業も順調に進捗しており、復旧・復興の道筋が見えてきたことから、平成27年度及び平成28年度に多賀城南門・築地塀復元に係る実施設計が行われ、事業費を算出しました。また、平成29年度及び平成30年度には、事業スケジュールの整理等を進めてまいりました。

この方針は、今後の多賀城南門等復元とその周辺整備について、考慮すべき事項の調査・整理を行い、事業効果の検証をとおして、将来のあるべき姿を設定し、その姿に向かうための手法とスケジュールを整理したものです。

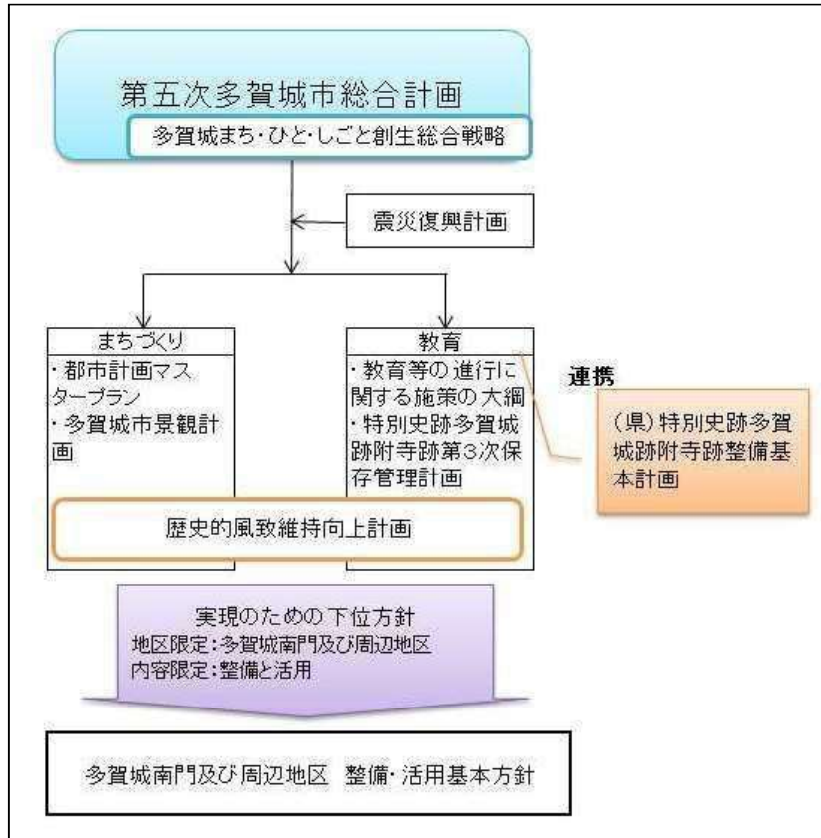
少子高齢社会・人口減少社会が到来するなかで、先人から受け継いだ悠久の歴史を生かしながら、未来に向かうまちづくりを掲げる多賀城市の「多賀城らしさ」をどのように実現するかの方角性を示したものであります。

1 方針の策定に当たって

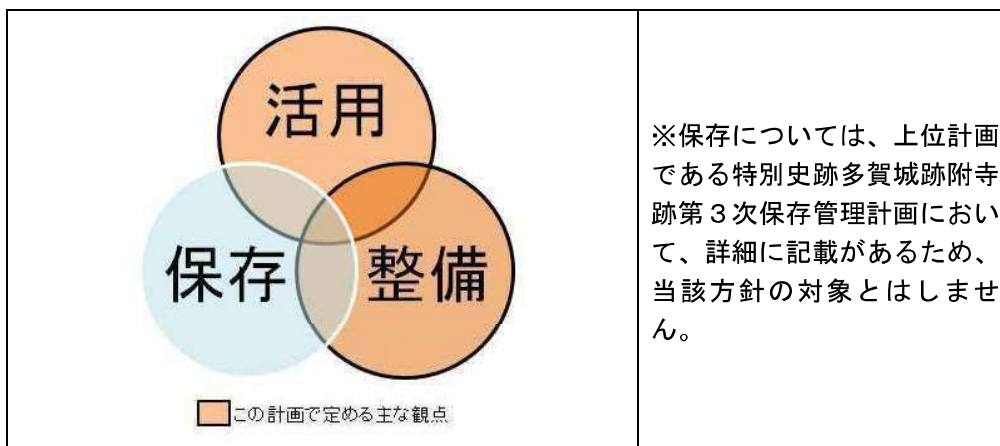
(1) この方針の位置付け

この方針は、第五次多賀城市総合計画に基づく、まちづくり、教育に関する目指す姿を実現するための方針とし、①多賀城南門及び周辺地区に係る地区の②整備と活用に関するもの（保存については対象としません。）とします。

○位置付けに関するイメージ図



○この方針で定める主な観点



○市と県の南門等復元及び周辺整備事業に係る各関係計画の計画期間

計画名	始期	終期	備考
第五次多賀城市総合計画 (多賀城市まち・ひと・しごと創生総合戦略を含みます。)	平成23年度	平成32年度	実施設計を行う旨記載
多賀城市震災復興計画	平成23年度	平成32年度	多賀城市歴史的風致維持向上計画に基づく施設整備を行う旨記載
特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画	平成23年度	平成32年度	整備活用に関する方針の中で、南門及び築地の一部の実物大復元を記載
多賀城市歴史的風致維持向上計画	平成23年度	平成32年度	主要事業として南門復元事業を記載
都市計画マスタープラン	平成25年度	明確に設定していない	始期から概ね20年後を見据え必要に応じて改定を行う。
多賀城市景観計画	平成27年度	設定なし	
(県)特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画	平成29年度	平成41年度	県策定計画 各種市計画を前提に作成

※この外に、多賀城市中央公園整備計画があります。当該計画において、特別史跡内整備箇所は、多賀城市歴史的風致維持向上計画や南門・築地塀復元事業を前提に現状変更認可を受けていることにも留意が必要です。

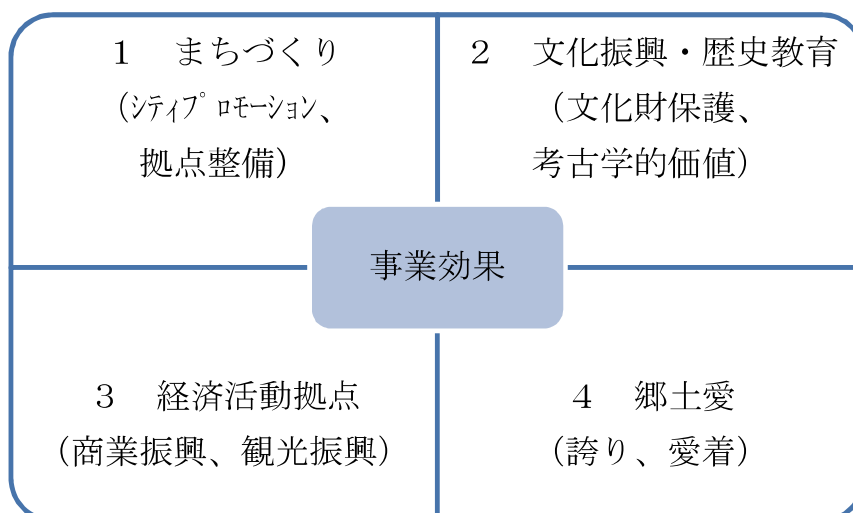
※上記計画に係る概略図が、巻末参考資料に添付しています。

(2) 多賀城南門及び周辺地区の整備・活用の目的等

ア 目的・効果等

この方針により行う、多賀城南門及び周辺地区の整備・活用の目的と効果について、次のとおり整理しました。

	目的	期待される効果	備考
第1 まちづくり			
1	歴史的なまちなみの再形成	文化財の保存・活用	
2	歴史文化交流拠点の形成	文化財の保存活用・市の魅力向上	
3	観光ルート of 整備	各文化交流拠点の結びつき	
第2 文化振興・歴史教育			
1	歴史的なまちなみの再形成	文化財の保存・活用	再掲
2	歴史認識の向上・普及啓発	歴史のまちに対する関心	
3	歴史文化交流拠点の形成	文化財の保存活用・市の魅力向上	再掲
第3 経済活動拠点			
1	新たな観光資源の創出	目玉となる観光資源	
2	交流人口の増加	ふれあいと活気による創生	
3	観光ルート of 整備	各文化交流拠点の結びつき	再掲
第4 郷土愛			
1	歴史認識の向上・普及啓発	歴史のまちに対する関心	再掲
2	歴史文化交流拠点の形成	文化財の保存活用・市の魅力向上	再掲
3	市政への関心	愛着・誇りの醸成	
4	復興意識の向上	-	



※事務事業は、通常、各政策・施策にぶらさがるため、1つの施策に係る行政課題解決のための目的をもつこととなります。一方で、多賀城跡の整備・活用は、複数の事務事業を総体として捉えたものであるため、事業総体としては、政策・施策を横断的に実施するものとなります。そのため、1つの施策に係る行政課題だけでなく、複数の行政課題に対して同時にアプローチすることとなります。

イ 目指す姿

(7) 復元南門の位置付け

①前提となる市のビジョン（第五次総合計画・総合戦略）

第五次多賀城市総合計画において、多賀城市の将来都市像を次のように定めています。

未来を育むまち 史都 多賀城
～支えあい・学びあい・育ちあい～
～あなたの笑顔が多賀城をすてきにする～

これは、少子高齢化や人口減少など、社会環境が大きく変化していく中であっても、先人から受け継いだ悠久の歴史を生かしながら、未来に向かってまちづくりを進めていくことを目指すものです。

また、多賀城市はこれを加速するために平成27年度から平成31年度までを期間とする多賀城市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、多賀城市の目指すべき方向性として次のように定めています。

- ◆住んでよし、訪れてよしの魅力的な都市（交流人口の増加）
- ◆進学、就職の希望が実現できる都市（人口流出の抑制）
- ◆結婚、出産、子育ての希望が実現できる都市（人口自然増の促進）

この総合戦略の方向性を実現し、地方創生を成し遂げるための取組みとして、多賀城市は、重点プロジェクトである、芸術文化の持つ創造性や多様性を活かしたまちづくり、「TAGAYASU」プロジェクト（文化交流拠点の整備）に取り組んでいます。

人口減少への対応は、「人口減少に歯止めをかける手法」と「人口が減少したとしても継承すべきまちの「らしさ（独自性）」を残す手法」、この2つにあります。「TAGAYASU」プロジェクト（文化交流拠点の整備）は、この2つの手法双方にアプローチが可能なものと思っております。

○「TAGAYASU」プロジェクト（文化交流拠点の整備）と多賀城跡の関係性



②多賀城跡の役割に関する考察

このような市のビジョンを前提に考えた際に、改めて多賀城跡の役割について、整理を行いました。

多賀城市では、平成28年春に多賀城駅前に移転オープンし、年間154万人が訪れた再開発ビルA棟に入る多賀城市立図書館から、国内屈指の音響性能を誇るホールを有する多賀城市文化センター、東北地方の歴史を体験できる東北歴史博物館、特別史跡多賀城跡附寺跡までを結ぶ文化施設群を文化交流の軸として捉えています。

多賀城市立図書館が、古代から現代、未来へと文化を繋ぐ拠点であるとするれば、多賀城跡は、多賀城市のアイデンティティ、「多賀城らしさ」の原点とも言える歴史的遺産の拠点、また、文化交流拠点の歴史的始点として位置付けることができます。

つまり、多賀城跡の役割とは、他の文化交流拠点と同様に、文化・芸術のもつチカラにより人と人、または、人と社会とを繋ぐ場という文化交流拠点としての機能を全うすることにあります。

そして、多賀城南門等復元及び周辺整備事業は、多賀城跡が文化交流拠点としての機能を全うするための場の整備が目的ということができます。

文化交流拠点の役割について整理すると、文化・芸術のもつチカラにより人と人、または、人と社会とを繋ぐ場として文化交流拠点を整備し、東北の中心であった多賀城の輝きを大きく再発信し、多賀城市全体を「東北随一の文化交流拠点」とすることにあります。

多賀城市立図書館、多賀城市文化センター、多賀城跡という市の文化交流拠点において、文化事業を継続的に実施することで、市民の創造性や感性が生まれ、また、市民が多賀城市の歴史や文化を認識することで、誇りを持ち、郷土愛が醸成されることが見込まれます。

それが、ここに住みたいという思いに繋がり、多賀城で生活する社会基盤を形成するための礎となります。更には、文化・芸術のもつチカラによるまちづくりを通じて、多賀城から新しい文化を発信し、地域資源・観光資源とすることで、交流人口の増加が図られ、魅力ある地域として移住者の増加も見込まれるところです。

これらが地域の好循環へ繋がり、復興が成し遂げられ、さらには、市内の経済活動の活性化に寄与するものであることを目指す必要があります。

多賀城跡が担うべき文化交流拠点の役割は、以上のとおり次の4つの視点が期待されます。

- 1 まちづくり
- 2 文化振興・歴史教育
- 3 経済活動拠点
- 4 郷土愛

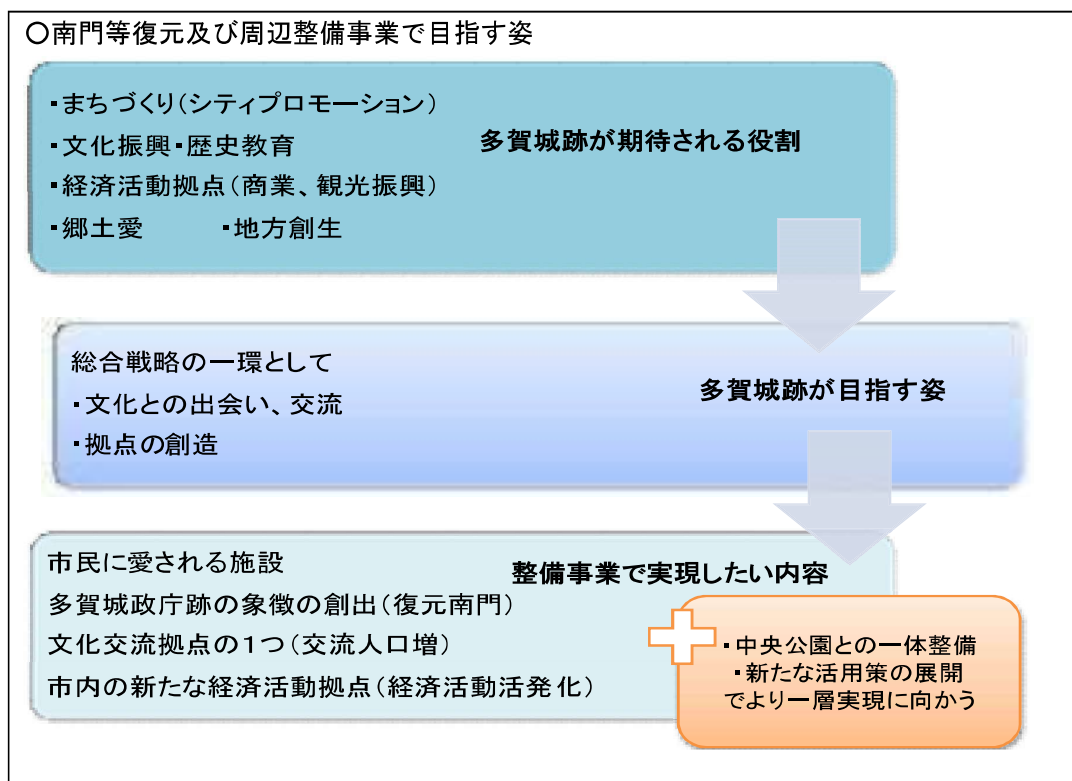
③復元南門の位置付け

期待される役割を果たすには、市民や訪れた人々、また、多賀城市を未だ知らない人々に多賀城市の魅力という輝きを届ける必要があります。

現在の多賀城跡には、目に見える形での象徴的な存在は乏しく、文化・芸術のチカラを発揮するための核が不足しており、残念ながら、その魅力を十分に引き出せているとは言い難い状況です。

多賀城跡が、その多賀城市のアイデンティティ、「多賀城らしさ」の原点とも言える歴史的遺産の拠点、また、文化交流拠点の歴史的始点としての魅力を遺憾なく発揮するためには、古代多賀城を想像するための現実に見て肌で感じられる「象徴的存在」としての多賀城南門の復元は1つの方法です。

加えて、復元された南門が文化交流拠点の1つとしての役割を担うためには、単独で設置するのではなく、その周辺と中央公園を一体的に整備する必要があり、それらを活用した新たなソフト事業等の展開も必要と考えています。



次項として、事業実施の際における復元南門の目指す姿を上記4つの視点ごとに整理します。

(イ) 復元南門の目指す姿

①まちづくり

多賀城南門等復元整備及び周辺整備事業により、視覚的に多賀城市の歴史文化が認知され、またその拠点となることで、「史都多賀城」の魅力と美しさの向上、さらには都市計画マスタープランや多賀城市歴史的風致維持向上計画による歴史と文化を身近に感じることができるまちづくりとしての発展を目指します。

これにより、これまで整備されてきた板倉や歌枕ゆかりの地である末の松山や沖の井、多賀城市立図書館等の文化交流拠点といった資源と、復元南門とが連絡強化され、統一感のある景観形成など、歴史的なまちなみの再形成を通じて、魅力あるエリア形成が達成されることとなります。また、悠久の歴史、文化・伝統、自然と市民生活等との調和による、歴史を活かしたまちづくりそのものが「多賀城らしさ」というシティプロモーションになると考えています。

②文化振興・歴史教育

復元南門という形ある遺産の整備を基点に、歴史文化遺産の保護から一步踏み出し、歴史的価値をより高めた上での後世への継承を目指します。

多賀城跡は、壮大な歴史文化遺産であるものの、当時の遺構の大部分が地下に埋蔵されているという性質上、接する機会に乏しいものでありました。復元南門により「来て・見て・触れて」が可能となり、多賀城跡がより身近に歴史を感じる場所となります。

歴史学習についても、学校教育として積極的な活用により史都を体感することができ、生涯学習として復元整備への作業協力は忘れられない思い出として歴史文化を学習する最良の機会となります。

これにより、多賀城市の歴史・文化に興味をもつ市民・観光客が増え、歴史学習を通じ幼少期から歴史文化への誘引を促すこととなります。

③経済活動拠点

復元南門を市内観光の目玉とすることで、シティセールスに取り組み、市の知名度向上と交流人口の増加を目指します。

また、多賀城市立図書館、多賀城市文化センター等の文化交流拠点との有機的繋がりや中央公園と一体で事業展開することにより、市内商店街等での消費拡大に繋がります。

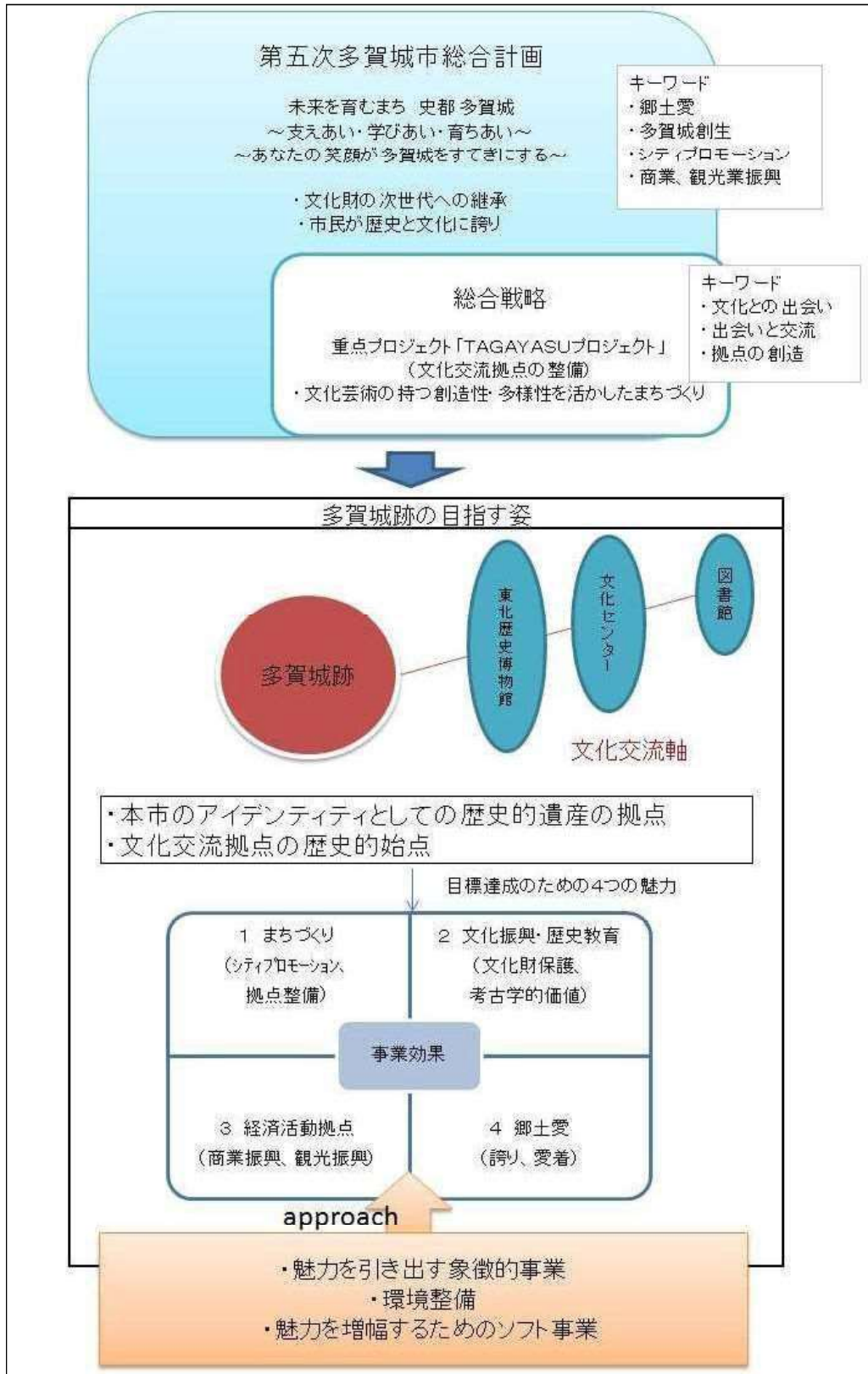
④郷土愛

多賀城南門等復元整備及び周辺整備事業の実施により場を整備することで、これまで進めてきた文化事業をさらに加速することを目指します。

文化事業の実施は、市民の創造性や感性が育まれるとともに、市民が、長い歴史や文化に培われてきた多賀城市に対して関心を持つきっかけとなります。関心があることで、自主的な動きに繋がり、さらに関心が高まる好循環となり、結果、誇りを持つことや郷土愛の醸成に繋がります。

市民が地元に対して愛着・誇りを持つことが、ここに住み続けたいという思いに繋がりを、多賀城で生活する社会基盤を形成するための礎となると考えています。

○多賀城跡の目指す姿



○第五次多賀城市総合計画における各施策・基本事業との関係

区分	目指す姿
①まちづくり	
政策1 安全で快適に暮らせるまち	
施策1-6 市域の整備	快適な街並みが整備されています。
基本事業2 美しい都市景観の創出・維持	良好な都市景観が創出・維持されています。
②文化振興・歴史教育	
政策3 歴史・文化を継承し豊かな心を育むまち	
施策3-1 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上	学校・家庭・地域が連携し、子どもたちが生き生きと安全に暮らしています。
基本事業1 学校・地域が連携した子どもたちの育成	地域住民と学校が連携して、子どもたちが育む取組を行っています。
施策3-2 学校教育の充実	児童・生徒が充実した学校生活を送っています。
基本事業1 郷土愛を育む教育の推進	多賀城を知り、多賀城を語れるように学んでいます。
施策3-5 文化財の保護と活用	文化財が次の世代へ継承され、市民が市の歴史と文化に誇りを持っています。
基本事業1 文化財の調査・保存の推進	文化財保護法が順守され、適切に保護されています。
基本事業2 文化財の積極的な活用促進	文化財に触れるための整備がされ、多くの方が訪れています。
基本事業3 文化財の普及啓発の推進	多賀城市の歴史に関心を持ち、市内所在の文化財の知識を高めたり、訪れたりしています。
③経済活動拠点	
政策5 集い つながり 活気あふれるまち	
施策5-2 商工業の振興	商工業が活性化し、雇用の拡大が図られています。
基本事業1 地域商業の活性化	経営力の向上、各種支援、市民の市内購買力向上により、地域商業が活性化しています。
施策5-4 観光の振興	多賀城市に来る観光客が増加し、イベント等での賑わいが増えています。
基本事業1 多賀城市のPR	多賀城市の魅力を多くの方が知ることができます。
基本事業3 観光しやすいまちへの環境整備	迷わず目的地に行くことができる等、利便性が高まり、観光しやすいまちになっています。
④郷土愛	
政策3 歴史・文化を継承し豊かな心を育むまち	
施策3-5 文化財の保護と活用	文化財が次の世代へ継承され、市民が市の歴史と文化に誇りを持っています。
基本事業2 文化財の積極的な活用促進	文化財に触れるための整備がされ、多くの方が訪れています。
基本事業3 文化財の普及啓発の推進	多賀城市の歴史に関心を持ち、市内所在の文化財の知識を高めたり、訪れたりしています。

(3) これまでの経過

「多賀城南門等復元及び周辺整備事業」については、前述のとおり各種計画において記載があります。その上で、整備実施に当たっては、次のとおり様々な検討が行われてきています。

年月日等	会議等	内容等
昭和 63 年 3 月	多賀城市教育委員会	特別史跡多賀城跡附寺跡第2次保存管理計画策定 ・遺構の立体復元を方針として記載
平成元年 11 月 22 日	多賀城市議会	多賀城跡建物復元構想を説明
平成 3 年 3 月 ~ 5 年 10 月	多賀城跡建物復元調査 検討委員会	基本設計案の決定
平成 5 年 12 月	多賀城市教育委員会	特別史跡多賀城跡建物復元工事基本設計書 完成
平成 6 年 3 月 2 日	文化庁復元検討委員会	基本設計の承認
平成 6 年 8 月~11 月	多賀城跡建物復元調査 検討委員会	実施設計案の決定
平成 6 年 12 月	多賀城市教育委員会	特別史跡多賀城跡建物復元工事実施設計書 完成
平成 9 年 3 月	多賀城市教育委員会	特別史跡多賀城跡建物復元等管理活用計画 書策定
平成 23 年 7 月	多賀城市教育委員会	特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計 画策定
平成 23 年 12 月	多賀城市	多賀城市歴史的風致維持向上計画認定 ・中核事業として南門等復元整備事業を再開
平成 25 年 1 月 ~ 29 年 3 月	多賀城南門等復元整備 検討委員会議	実施設計修正案、事業計画案の決定
平成 27 年 6 月 ~ 28 年 10 月	多賀城南門建築意匠等 検討部会	建築意匠案、復元範囲・耐震補強等案の決 定
平成 28 年 3 月 23 日	文化庁復元検討委員会	建築意匠案の承認
平成 28 年 3 月	宮城県教育委員会	特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画策定
平成 28 年 10 月 3 日	文化庁復元検討委員会	基壇高・景観・「壺碑」との調和の承認
平成 29 年 3 月 13 日	文化庁復元検討委員会	雨落ち処理整備方法の承認
平成 29 年 3 月	多賀城市教育委員会	特別史跡多賀城南門等復元実施設計完成
平成 29 年 5 月 30 日	多賀城市議会全員協議 会	南門等復元実施設計・周辺整備事業概要等 を説明
平成 29 年 8 月 29 日	多賀城市議会全員協議 会	多賀城南門等復元及び周辺整備事業調整状 況中間報告

※平成6年実施設計による復元事業は、同年9月集中豪雨災害により中断した経緯があります。

※平成6年実施設計については、単独事業として実施しました。

※平成29年度及び平成30年度においては、多賀城創建1300年事業調査特別委員会において市議会議員のみなさんが調査・検討を行っており、その検討状況については、報告をいただいています。また、同委員会には、市議会からの求めに応じ、市長を含む関係職員が参加し、意見交換を行っています。

2 多賀城跡の現状と整備・活用の課題

当該方針に定める特別史跡多賀城跡附寺跡の目指す姿を実現するために、現在の状況について、整理をします。

(1) 現在の姿・状況

神亀元年（724年）に創建された多賀城は、江戸時代、多賀城碑の発見により古代の文献に記録のある遺跡であることが分かって以来、地元の人々を中心に守り伝えられてきました。昭和41年には特別史跡に指定され、早くから保存管理や環境整備が進められてきています。

状況を整理すると次のようになります。

ア 史跡の公有地化状況

公有化面積 624,608㎡（平成29年度実績）

（特別史跡面積1,076,835㎡のうち58%）

イ 主な実施済み整備内容

(7) 市整備内容

多賀城廃寺整備 整備面積約13,000㎡（指定面積49,594㎡のうち26%）

建物跡の規模や配置を平面表示、遺存する礎石は露出展示（実物展示）

石組雨落側溝や階段等の復元表示、説明板及びトイレ等の整備を実施

(4) 県整備内容（宮城県多賀城跡調査研究所）

整備累計面積379,925㎡（平成29年度実績）

政庁地区、作貫地区、大畑・東門地区、六月坂地区において建物等の平面表示、遺

存する礎石は露出展示（実物展示）、築地塀の表示、政庁南面地区では政庁南大路

（政庁－南門間の道路）・階段等の復元表示、説明板及びトイレ等の整備、城外で

は柏木遺跡の表面表示等を実施

ウ 史跡の活用状況（継続実施事業のみ掲載）

(7) 歴史教育利用

▪ 古代米の田植え、稲刈り

▪ そばの種まき、そば刈り

▪ 出前講座（政庁等現地学習）

(4) 観光等利用

▪ アートインスタレーション（「幸せ色の多賀城市」など）／多賀城市

▪ 多賀城跡あやめまつり／多賀城跡あやめまつり実行委員会

▪ 史都多賀城万葉まつり／史都多賀城万葉まつり実行委員会

▪ アラハバキの灯／塩釜青年会議所

▪ おとなの朝活／多賀城市民スポーツクラブ

エ 観光客入込数（多賀城跡地区）

33,302人（平成29年度実績）

オ 発掘調査の状況（宮城県多賀城跡調査研究所）

調査面積 116,551㎡（平成29年度実績）

（指定面積約1,070,000㎡のうち11%）

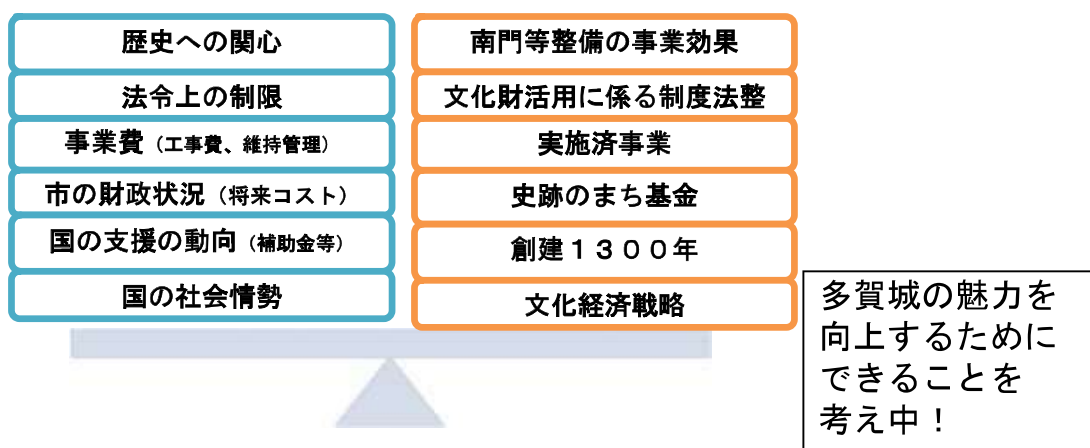
(2) 整備・活用等の課題

前項の現在の姿を、今後多賀城跡が目指すために、乗り越えるべき課題としては、次のような点が挙げられます。

- ア 歴史に対する市民関心の低さ ※1
- イ 歴史文化の視覚的な認知のしにくさ
- ウ モノだけに頼らないヒトやココロで繋がる観光・シティセールス ※2
- エ 経済的効果への影響の乏しさ（市内の他の観光資源や商店街との有機的繋がり不足）
- オ 南門周辺地区に係る土地利用の法令上の制限 ※3
- カ 整備に要する経費 ※P24に詳細あり
- キ 市の厳しい財政状況（将来コスト） ※4
- ク 国の支援の動向（補助金） ※5
- ケ 人口減少・高齢社会到来という国の大きな社会情勢 ※6
- コ 史跡の保護に尽力してきた地元住民の高齢化や担い手の減少

多賀城跡が目指す姿実現に当たっての手段を検討する際には、現在の状況と課題とを比較考慮する必要があります。

○比較考慮すべき事項



※1 歴史に対する市民関心の低さ

第五次多賀城市総合計画（後期基本計画）の指標として、市民アンケートから次のようなものを取得しています。

①施策3-5「市の歴史と文化に誇りを感じる市民割合」

後期基準値46.8%→平成29年度実績54.0%

②施策3-5「文化財の保護」の重要度

平成26年度3.40→平成29年度3.37

※2 モノだけに頼らないヒトやココロで繋がる観光・シティセールス

多賀城市の観光やシティセールスを考えた際に、集客力の高い観光名所や観光物産が既存としてあるとは言えない状況にあります。一定程度の観光名所や観光物産が必要なことは大前提ではあるものの、「モノ」だけ頼った観光やシティセールスではなく、地域の魅力あふれる「ヒト」やそのような人々が織りなすおもてなしの「ココロ」を中心とした新しい形の観光やシティセールスも模索していく必要もあると考えています。

※3 南門周辺地区に係る土地利用の法令上の制限

周辺整備を行う上で、当該地区については、いくつかの法令上の制限があります。特に中央公園管理棟及びガイダンス施設などの建築には、制限があることに留意しなければなりません。

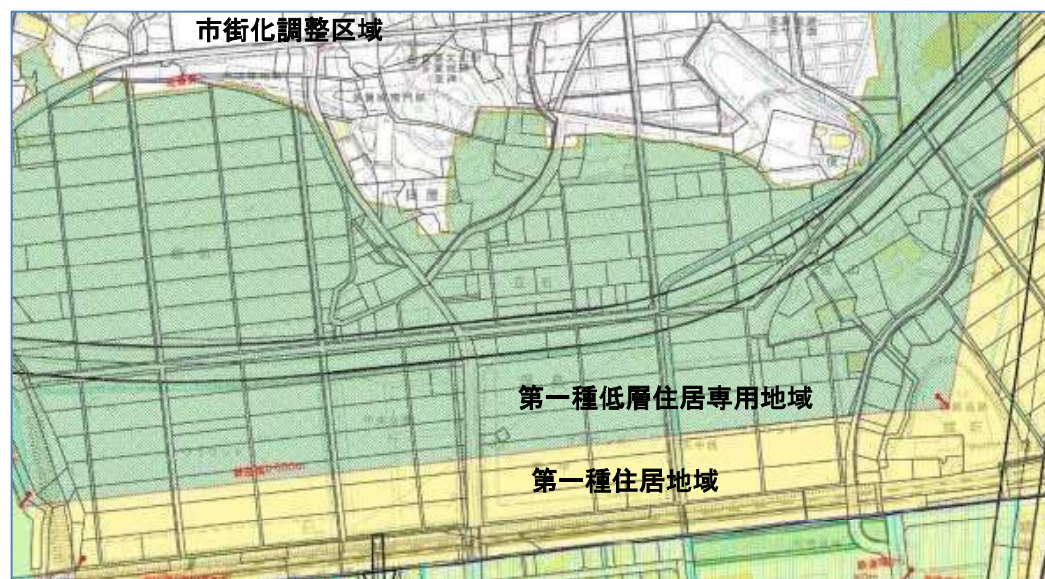
なお、中央公園整備事業は現状変更許可済みであり、実施設計内容での南門等復元については、現状変更に関する手続きは必要となりますが、文化庁復元検討委員会で承認を得ていますので、これらの影響はありません。

(7) 用途地域（都市計画法上）

中央公園は都市計画法上の制限である用途地域が指定されています。

名称	概要	店舗・売店	備考
第一種低層住居専用地域	低層住宅地の専用地域	× (住居併用は可)	鉄道端から 50mを境に北側
第一種住居地域	大規模な店舗や事務所の立地を制限する住宅地のための地域	○ (3,000㎡まで)	鉄道端から 50mを境に南側

○都市計画図



(イ) 都市公園法上の制限

都市公園には、都市公園の効用を全うするための公園施設の建設が可能ですが、都市公園利用者の利用とはいえませんレストラン・カフェなどは原則建築ができません。

可能なものは、次の表のとおりで、軽売店や休憩所の設置は可能です。

公園施設	都市公園の効用を全うするもの	・修景施設(植栽、噴水等)・休養施設(休憩所、ベンチ等)・遊戯施設(すべり台等) ・運動施設(野球場、プール等)・教養施設(植物園、動物園、野外劇場等) ・便益施設(売店等)・管理施設(門、さく、管理事務所) 等
------	----------------	--

<国土交通省 HP 資料から>

一方で、平成29年6月15日施行の都市公園法の一部改正によって、民間事業者による設置・運営の際には、一部規制緩和が図られました(公立施設は対象外)。

このため、中央公園管理棟などの設置・運営に当たり様々な検討が可能となりました。

なお、この規制緩和は、民間活力がいきいきと活躍するために、必要な緩和を行っているものであるため、設置・運営はその施設における収益で賄うことを想定しています。多賀城市において適用を検討する際にも、制度趣旨に沿った意欲をもった民間事業者が参入できるよう支援を強化する必要があります。

都市公園の再生・活性化

【都市公園法等】

- 都市公園で**保育所等の設置を可能**
に(国家戦略特区特例の一般措置化)
- 民間事業者による**公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設**
 - 収益施設(カフェ、レストラン等)の設置管理者を民間事業者から**公募選定**
 - 設置管理許可期間の**延伸(10年→20年)**、**建蔽率の緩和等**
 - 民間事業者が広場整備等の**公園リニューアルを併せて実施**

(予算) 広場等の整備に対する資金貸付け
【都市開発資金の貸付けに関する法律】
(予算) 広場等の整備に対する補助



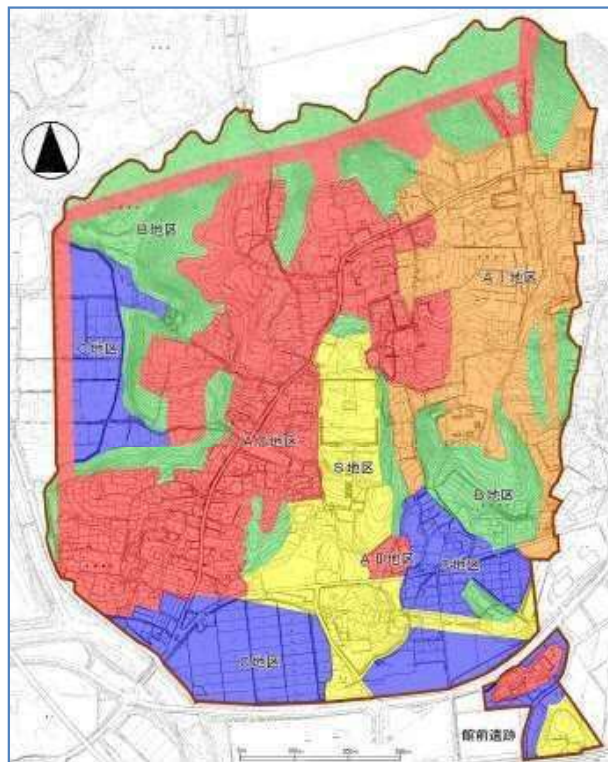
▶ 芝生空間とカフェテラスが一体的に整備された公園(イメージ)

- 公園内の**PFI事業に係る設置管理許可期間の延伸(10年→30年)**
- 公園の活性化に関する**協議会の設置**

(7) 特別史跡に係る現状変更手続

特別史跡内の現状変更については、次の地区区分に応じ、現状変更に関する手続きが必要となります（テント設置等の臨時的措置でも現状変更手続は必要です。）。

地区区分	宅地 (建築物・工作物等)	農地 山林	公共 公益施設	一般文化財 保存樹木	発掘調査 整備活用
S 重点遺構 保存活用 地区	× 認めない。	× 認めない。			
A I 遺構等 保存活用 地区	× 認めない。	● 原則として認めないが、営農上必要不可欠な案件については、史跡の保存及び景観への配慮を前提として、認める場合がある。	● 原則として認めないが、住民の生活環境改善に必要な案件については、史跡の保存及び景観への配慮を前提として、認める場合がある。	● 原則として認めないが、保存や活用のための修理改修、環境整備については、認める場合がある。	● 原則として認めないが、特別史跡の保護・継承に係る発掘調査・整備・活用については認め
A II 遺構等 保存活用 地区	● 原則として認めないが、住民の生活環境改善に必要な住宅の新築・増築・改築については、史跡の保存及び景観への配慮を前提とし、認める場合がある。その場合、建築物・工作物とも2階以下とし、意匠・構造等についても特別史跡の景観形成にふさわしいものとする。	● 原則として認めないが、地形の保全及び既存林の修景については、認める場合がある。	● 原則として認めないが、住民の生活環境改善に必要な案件については、史跡の保存及び景観への配慮を前提として、認める場合がある。	● 原則として認めないが、保存や活用のための修理改修、環境整備については、認める場合がある。	● 原則として認めないが、特別史跡の保護・継承に係る発掘調査・整備・活用については認め
B 緑地環境 保全地区	遺跡の立地する地形を明確に示す丘陵斜面部の地区				
C 湿地環境 保全地区	遺跡の立地環境を明確に示す丘陵周辺の湿地域の地区	● 原則として認めないが、湿地環境の保全を前提とした案件については、認める場合がある。			



○法的制限を踏まえた上で各施設において設置が可能な売店等

- ガイダンス施設・・・図録販売
- 中央公園管理棟・・・自動販売機付き休憩所、軽売店
- 公園内民間設置施設・・・レストラン、カフェ等
- 販売トラック、テント設置等の臨時的販売

※4 市の厳しい財政状況

事業実施の際には、一般財源等の財政見通しに大きな影響を与えることから、中長期的な財政運営の方向性（注力する点）を変換し、相応の費用を削減することが必要となります。

平成30年度から平成36年度までの財政見通しについては、次のとおりです。

なお、歴史、文化等を活かした魅力ある都市形成に充てられる資金である「史跡のまち基金」の残高が841,755千円（平成30年5月31日現在。平成29年度決算資料ベース）となっており、当該基金は、南門等復元事業や関連事業への充当も可能です。

○財政見通し（推計概要版）

区 分	● 300年 ● (単位:百万円)									
	平成30年度 (概算予算)	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
収入合計	26,077	23,544	25,048	21,632	21,611	21,376	20,731	21,509	21,192	
300財政調整基金繰入金	92	326	479	251	141	153	132	0	0	
支出合計	26,077	23,544	25,048	21,632	21,611	21,376	20,637	21,958	21,586	
財政調整基金当年度末残高	1,600	1,214	694	345	285	132	0	0	0	
(参考)財政調整基金取崩額(復元事業等)	391	62	41	19	0	0	0	0	0	

- *平成30年9月定例会における決算状況を踏まえ、推計した中長期財政見通しです。
- *上記見通しには、多賀城南門等復元及び周辺整備事業に係る経費は含まれていません。
- *上記見通しには、道路、下水道等のインフラ施設に係る更新費用は含まれていません。
- *上記見通しには、復旧・復興事業分は含まれていません。ただし、財政調整基金等年度末残高は、復旧・復興事業に係る取崩額を反映させた状況としています。

※5 国の支援の動向（補助金）について

多賀城南門等復元及び周辺整備事業は、文化庁と国土交通省の補助金に該当する事業です。これらの補助金は、負担金（制度補助）ではなく予算補助であるため、各省庁予算額を全国要望総額が超える場合には、本来の要望額を下回る可能性があります。

平成28年度及び平成29年度の各補助金の動向については、本要望額に対しての国費の配分予定額が概ね半分程度という厳しい状況となっております。

これにより国費の補助採択額は、本要望額の半分程度の配分予定額に対して、補助率1/2で交付されており、本要望額の1/4位（ $=1/2 \times 1/2$ ）の段階という状況です。

また、これらの補助金については、原則として、要望・申請がない年度があると、再度採択されるのは困難となりますので、継続性を担保する必要から事業完了まで空白期間が無いように何らかの関連事業を継続して申請する必要があります。

なお、事業の最終年度については、本要望額どおりの配分を考慮されております。

事業を実施する場合には、特別史跡であることを強調しながら、国庫補助金の所要額が全額確保できるよう各所に働きかけを行うことが重要です。

また、類似復元施設においては、都道府県の財政的支援を受けて復元しているものも多くあります（参考資料に詳細）。

※6 人口減少・高齢社会到来という国の大きな社会情勢

人口減少・高齢社会到来は、大きな社会情勢であり、本市においても避けることのできない課題となっております。生産年齢人口の減少による担い手の減少と税収の減少、高齢化の進展による社会保障費の増大、人口ピラミッドの均衡崩壊による公的年金制度や社会保険制度などのシステム崩壊への危惧といった国の制度根幹に関わる課題の原因となっております。

現行社会保障制度下において既に高齢世代と将来世代での世代間格差がある以上、将来世代への負担のつけまわしはできるだけ避ける必要があります。

3 多賀城南門及び周辺地区の整備・活用に当たっての理念

「歴史的風致の維持向上を図ったうえで、
多賀城の魅力、多賀城らしさを向上させるため、
必要となる整備・活用を、
可能なタイミングで実施することとします。」

(1) 当該理念に至った背景

多賀城跡は、ここまで記載してきたとおり魅力ある場所である一方で、整備・活用については課題も多くある状況にあります。

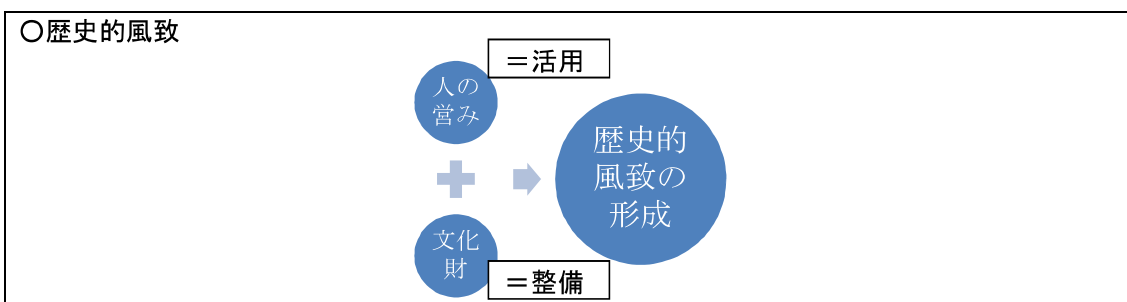
この課題に対する最大限のリスクヘッジや計画性を持った投資とすることは必要不可欠であることから、事業目的達成のための整備スケジュール、優先度を整理する必要があります。

(2) 歴史的風致 とは

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第1条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されています。

つまり歴史的風致は、「歴史・伝統を反映した人々の営み」と「文化財」という2つの構成要素があり、これが一体となることで形成されるものであります。

多賀城市では、平成23年度に多賀城市歴史的風致維持向上計画を定めており、この歴史的風致を維持向上させる取組を実施しています。特に多賀城南門及び周辺地区は、この歴史的風致の維持向上が求められる所であり、「文化財活用によって生まれる人々の営み」と「文化財の整備」という双方向性を、全ての前提とする必要があります。

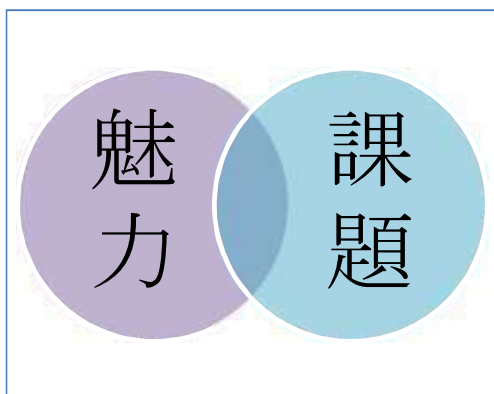


(3) 多賀城の魅力、多賀城らしさを向上させるため とは

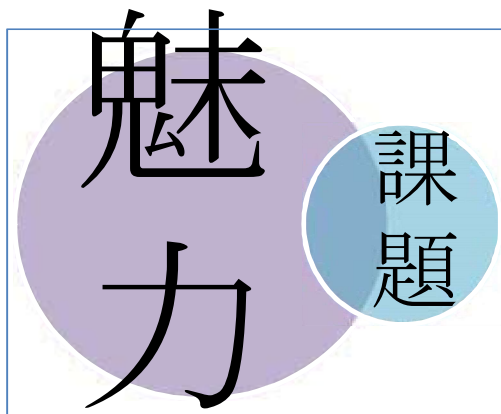
事業は、目的を持って実施すべきと考えます。

当該事業の目的は、前段で整理したとおりですが、その目的達成のためには、前段で整理した多賀城の魅力を高め、多賀城市全体が抱える課題の解決に寄与することを目指す必要があります。

○魅力を向上させ、課題を解決する
現在の姿



目指すべき姿



(4) 必要となる整備・活用 とは

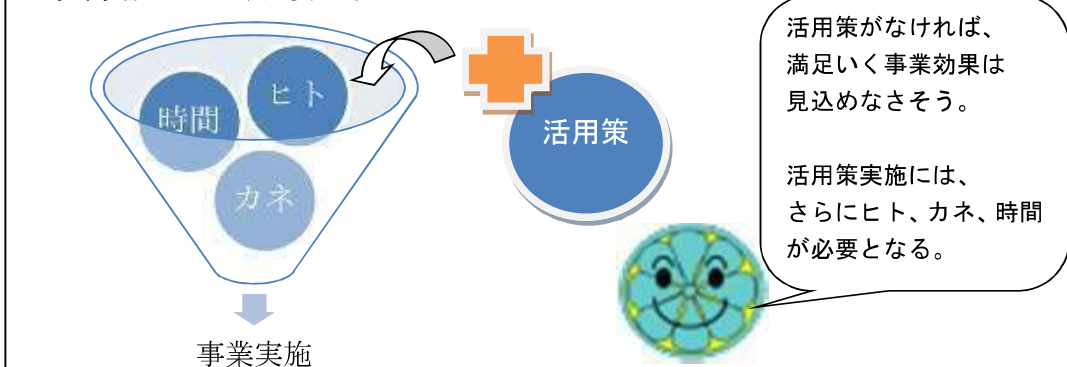
事業の全体像を確認した上で、次のとおり区分する必要があると考えます。

ハード面	A 目的達成に最低限必要な整備（先行事業）	P 30に掲載
	B 目的達成のために実施が好ましい整備又は諸条件の整理が必要な整備	
ソフト面 （活用策）	C 整備を行わずとも実施可能な活用策	P 37に掲載
	D 整備が前提となる活用策	

※具体的な整備・活用内容を上記区分へ当てはめ、次項以降において説明します。

※活用は、行政だけでなく、市民や関係団体とも共に行っていく必要があります。

○事業実施に当たり必要となるもの



(5) 可能なタイミングで実施 とは（補助金の動向と採択額に応じた事業調整）

上記のとおり区分した整備・活用について、それぞれタイミングに合わせつつも、計画的な実施時期の設定が必要と考えています。

タイミングとしては大きく次の2つの要因があります。

- ①多賀城創建1300年（平成36年・2024年）
- ②年度ごとの国庫補助金採択など国の財源措置状況

まず、多賀城創建1300年（平成36年・2024年）までに順位付けを行うこととします。

その他事業については、前号のとおり区分に応じ、優先順位をつけて、計画的に実施していくこととなります。

一方で、財源の確保も、特に重要です。国からの積極的支援に期待することが相当と考え、国庫補助金による枠組みを優先すべきであると考えています。加えて、人口減少や高齢社会到来という大きな社会情勢の変化による将来世代への負担軽減を考えた際に、基金や市債といった貯金や借金に大きく手をつけるよりも、後の世代からも理解が得られるものと考えています。

これらのことから、事業実施の大前提として、年度ごとの事業実施額は、国庫補助金の補助採択額に応じた工事とすることとします。

同時に、国庫補助金が必要額採択されるよう、この方針において市の姿勢を示すとともに、方針に基づき最大限の努力も行うこととします。

国庫補助金の採択状況によりますが、各整備の実施期間は、場合によっては、当初計画よりも長い期間となることも予想されます。

そのため、結果として、当初計画した時期が到来したとしても、整備・活用が終了していない場合は、順番に実施することとします。

<p>○実施に係る重要なタイミング</p> <ul style="list-style-type: none"> ①多賀城創建1300年（平成36年・2024年） ②国庫補助金採択など国の財源措置状況 	<p>○可能なタイミングとは</p> <p>多賀城創建1300年を目指しながらも国庫補助金の動向と採択額に応じた事業調整</p>
<p>○タイミングを得るために</p> <ul style="list-style-type: none"> ①この方針で実施に向けた市の姿勢を示す ②国庫補助金が必要額採択されるよう最大限の努力も行う 	

○実施時期のイメージ（補助金の動向と採択額に応じた事業調整）

- ・最初に実施するA整備工事

当初予定整備時期

実際の工事期間

※A整備工事について、国庫補助金の採択額が当初計画よりも低い場合、当該採択額に応じた整備工事とします。実際の工事期間は、長くなります。

- ・A整備工事完了後整備予定のB整備工事

当初予定整備時期

→

実際の工事期間

延伸

※A整備工事が完了した後にB整備工事を実施する予定となっているため、B整備工事は、計画上整備時期が到来したとしても、A整備工事の完了を待ってから整備を行うこととします。

4 整備内容

理念で示したとおり、文化財の保存・整備は、歴史的風致の維持向上、そして多賀城跡の目指す姿を達成するためにも、必要な要素です。

ここでは、多賀城南門等復元及び周辺整備についての方針を示します。

(1)-1 事業の全体像

事業番号	名称	事業費 A	国庫補助 B	市債額 C	一般財源等 A-B-C	備考	
						掲載計画	
1	文化財管理補助(国庫補助文化財等保存・活用整備補助事業)事業	2,394,248	1,197,123	885,700	301,426		
	① 南門・築地堀復元事業 (事前準備、総工事業)	1,532,981	766,490	685,000	81,491	保存計画 復元工事計画	
	② 地形復元事業(盛土)	170,357	85,178	0	85,179	保存計画	
	③ 大踏等整備事業	100,000	50,000	41,000	9,000	保存計画 復元工事計画	
	④ 駅前道路整備事業 (平面整備)	150,000	75,000	61,800	13,200	保存計画	
	⑤ 南辺東半部地区整備事業(園路整備)	20,000	10,000	8,200	1,800		
	⑥ 政庁北城郭地区整備事業 (バス転回所、トイレ等整備)	110,000	55,000	45,300	9,700	保存計画	
	⑦ 設備管理整備(維持管理用)事業	20,000	10,000	0	10,000		
	⑧ ガイダンス施設整備事業	131,161	65,580	54,400	11,181	保存計画	ソフト事業
	⑨ 普及整備事業 (復元工事状況記録等)	130,000	65,000	0	65,000		ソフト事業
	⑩ 計画策定補助事業	29,750	14,875	0	14,875		ソフト事業
2	国交省所管補助(社会資本整備総合交付金)事業	2,950,000	450,000	395,900	2,104,100		
	中央公園整備事業 (公園管理棟、ガイダンス施設駐車場)	770,000	385,000	346,500	38,500	保存計画 (仮称)復元工事計画	都市計画課委託費
	② 政庁大踏路整備事業 (J.R.東北本線アンダーパス)	2,050,000	0	0	2,050,000		都市計画課委託費 補助対象となる施設中 実態について行踪調査等で実 況調査 併せて事業工の経済的
	③ 大踏広場整備事業(城南地区)	20,000	10,000	9,000	1,000	暫定計画	
	④ 無電柱化事業(政庁南大踏)	90,000	45,000	40,400	4,600	暫定計画	
	⑤ 案内板・情報施設整備事業など	20,000	10,000	10,000	10,000		
	合計	5,344,248	1,647,123	1,281,600	2,405,526		
3	県事業						
	① 政庁南面地区整備(政庁南大踏路)						
	② 政庁南面地区整備(駅前広場地区)						
	③ 政庁南面地区整備(鴻の池地区)						

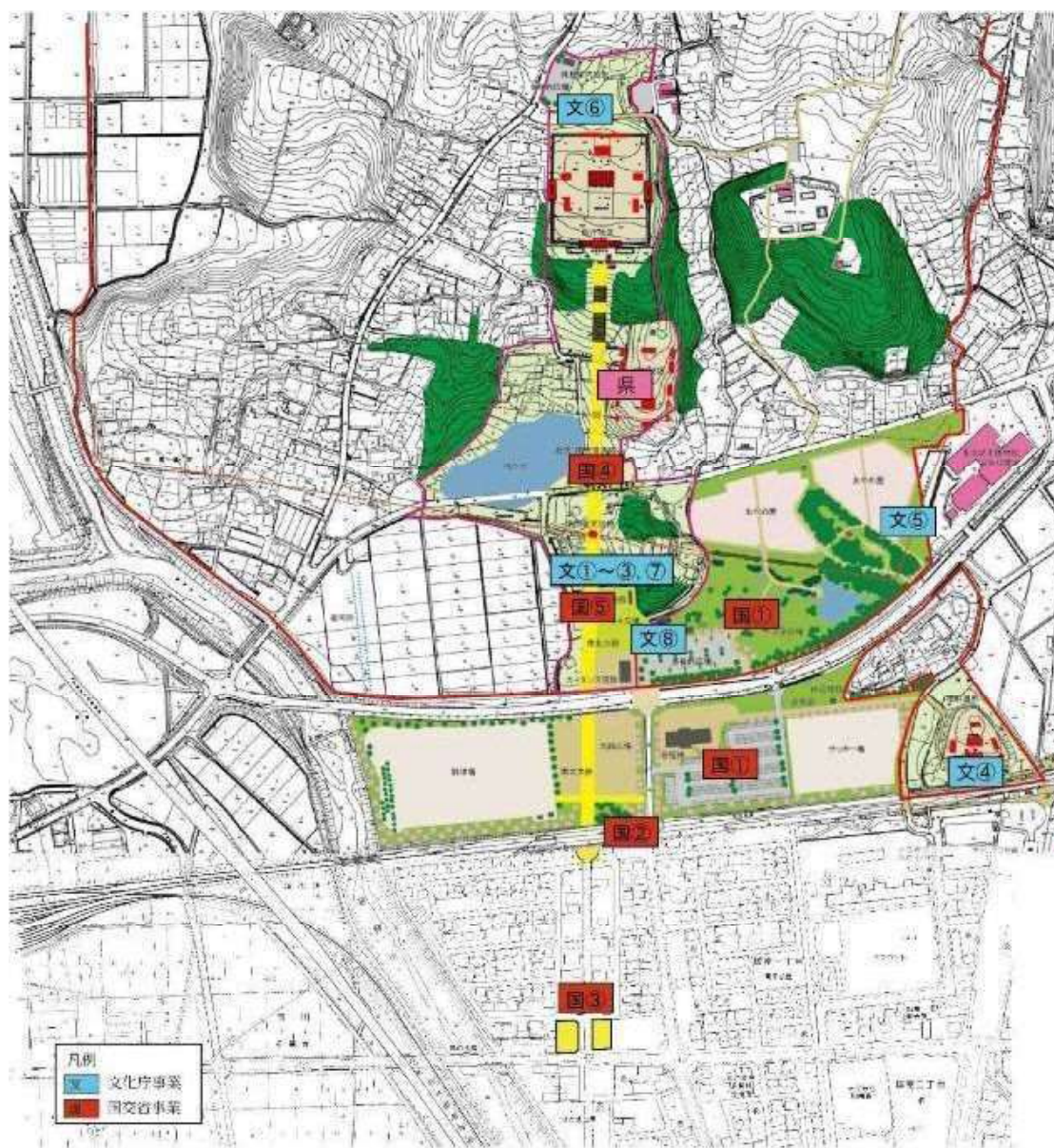
(単位:千円)

※国庫補助額は、実行の補助率で、採択率100%の場合で記載しています。
 ※市債額は、財政措置のあるもののみで記載しています。
 ※市債は、建設事業(基本設計除く)のみ取組が可能です。
 ※当該表においては、補助率にして記述を不当に算入して計算した結果であるため、年度ごとの事業費や事業内容によって、変更が生じます。
 ※当該事業費は、平成30年11月時点における概算です。

平成30年5月31日現在 841,755千円

公共事業等値 記述を不当に90%(うち財政が新便分 50%)
 普通交付税措置 財政対策債分のみ50%
 社会資本総合整備交付金補助費部分のみ
 一般補助施設整備等事業債(文化財) ※平成30年度から
 起債充当率90%
 普通交付税措置 30%
 文化財保存事業費削減補助金補助費部分のみ

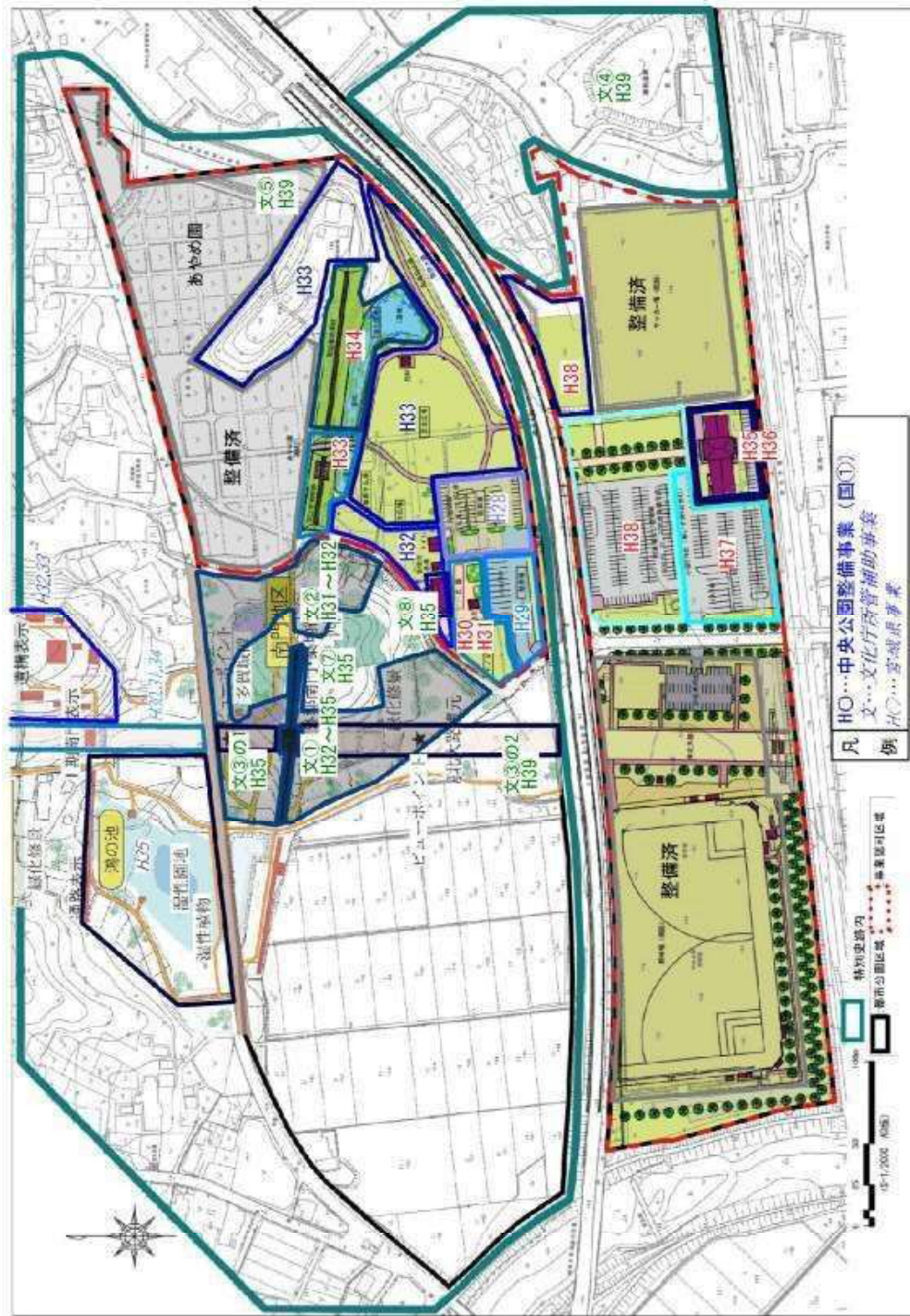
(1)-2 整備に係る位置図



※図中の番号は、表の番号と対比していません（以後同じ。）。

(1)-3 中央公園周辺拡大図

図面中の年度は、この方針における現地工事の実施予定年度です。
 ※中央公園駐車場整備（国①）のうち特別史跡内については、復元南門及びガイダンス施設へのアクセス上、必要不可欠ということで文化庁から現状変更許可を得ています。



(2) 整備事業の規模・概要（主要施設のみ・予定）

ア 南門・築地塀復元事業（文①）

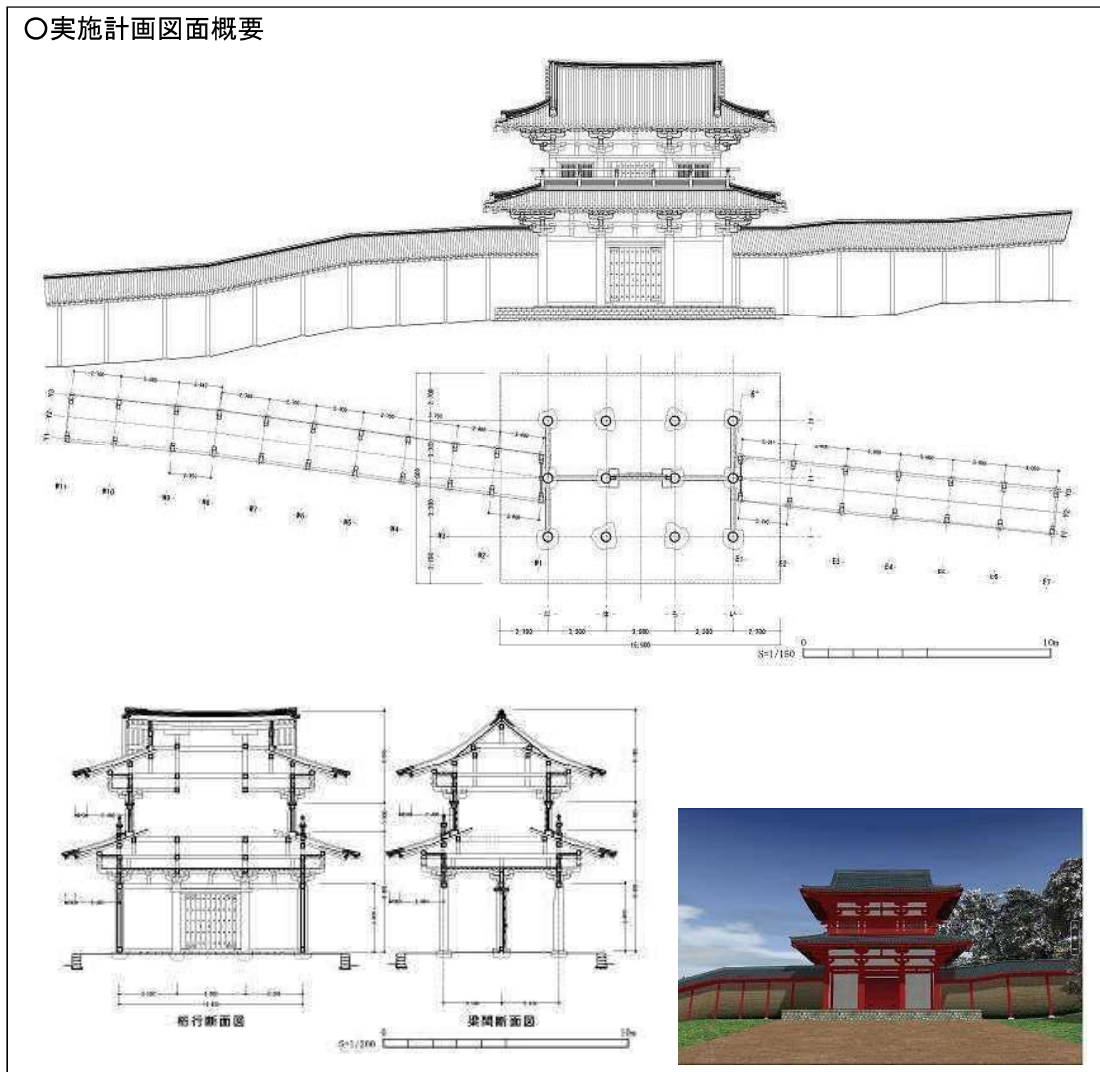
最新の発掘調査成果及び古代の建造物に係る復元研究の成果に基づき、多賀城の正門であった南門を立体復元します。復元する時期は多賀城が最も豪華だった奈良時代後半のものとし、遺構を養生するための盛土や、復元建物を保護するための耐震補強を行いながら、遺構の位置に、原寸大で、古代の技法によって復元します。

門形式：二重門（2階立ち入り不可） 屋根形式：全面瓦葺きの入母屋造

規模：桁行三間 10.5m、梁間二間 6.6m、高さ 13.822m、柱径 45cm、建築材クリ主体

築地塀：長さ東約 18m西 25m、高さ約 4.5m

○実施計画図面概要



※南門復元整備については、特別史跡内であるため、文化庁からの現状変更許可が必要となります。この許可は、国庫補助の前提となる上、許可を得るためには、特別史跡の保護・継承に係る活用であることが必要となります。そのため、「研究成果に基づく古代の技法による復元」としたものです。

イ 地形復元事業（文②）

南門付近の土地が公有化される以前、長年の土地の利活用に伴って掘削されていた南門周辺の地形を、盛土によって復元し、併せて建物復元箇所の養生を行います。

ウ 大路等整備事業（文③）

多賀城南門に通じる南北大路を、発掘調査成果に基づき 18メートルの路幅で復元します。当該事業により整備する大路の延伸は、政庁大路線整備事業（国②）及び大路広場整備事業（国③）の施工箇所へ繋がっています。

エ 館前遺跡整備事業（文④）

館前遺跡に建物跡の平面表示、休憩機能、案内板などを整備します。

オ 南辺東半部地区整備事業（文⑤）

南辺東半部地区の園路などを整備します。

カ 政庁北端部地区整備事業（文⑥）

政庁の北側（多賀城神社の北側付近）にバスでの接続を可能とするため、バス転回所等を整備します。

キ 機械管理整備事業（文⑦）

復元南門等の保全のため、監視カメラ、人感センサー等機械警備の設備を設置します。

ク ガイダンス施設整備事業（文⑧）

設計未済、平屋建 約 200 m² 予定（施設規模は現在検討中）

多賀城南門跡の南東に、多賀城跡への導入拠点としてガイダンス施設を建設します。

この施設では、多賀城跡の立体模型や写真・イラストパネルの展示によって多賀城跡の概要を紹介し、見学者に対するインフォメーション的機能を持たせます。埋蔵文化財調査センターのような出土品等の展示等は考えていません。

特別史跡内駐車場建設に当たっては、同地にガイダンス施設建設し、多賀城跡見学の導入拠点にしたいという計画によって、はじめて許可されたという背景があります。

運営は、南門から多賀城跡見学の出発地点として歴史観光ボランティアガイド等との連携等を模索中です。物販は、史跡等関連製品のみ可能性があります（お土産等の物販は困難）。

ケ 普及啓発事業（文⑨）

復元記録映像等の撮影、DVD化及び見学ツアーなどを行います。

コ 中央公園整備事業（国①）

(7) 特別史跡内整備概要

【ガイダンス施設南側】復元南門等に係る駐車場整備（バス駐車場 10 台分含まれます。）

【あやめ園南側】芝生（万葉広場、芝生広場）、湿地（湿性園地）整備

(4) 中央公園管理棟

平成 13 年度に設計を実施、木造平屋建て 約 600 m²（施設規模は変更可能）

休憩所、トイレ、展示コーナー、会議室、軽売店等

売店等設置予定のため特別史跡内及び第一種低層住居専用地域に建設不可

(3) 維持管理費（年間見込額）

（単位：千円）

	多賀城跡（中央公園除く）	中央公園
現在の維持管理費（概数）	20,000	12,000
増加する維持管理費（概数）	10,000 （機械警備費用等）	15,000 （史跡内芝生管理費）
うち南門等復元による増加分	10,000 （機械警備費用等）	0

※「うち南門等復元による増加分」は、南門等復元によって、追加として必要となる経費です。

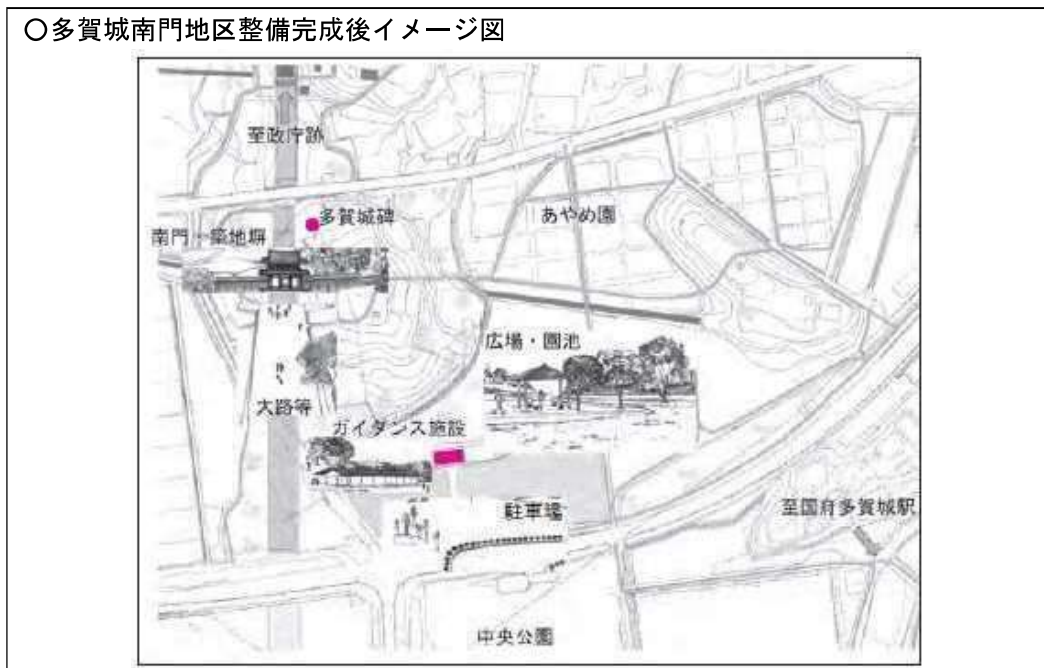
※中央公園については、南門等復元にかかわらず、特別史跡内駐車場整備を除く整備部分を実施する前提の数値です。

※あやめ園、中央公園管理棟に係る維持管理費、中央公園運動場指定管理料は省略しています。

※この外に、復元南門に係る費用として、10年に1度1,000千円程度（塗装塗り替えなど）、瓦修理は100年後、大規模修繕（解体修繕）は200年後を想定しています（公益財団法人文化財建造物保存技術協会による見込）。

※ガイダンス施設に係る費用については、毎年の施設の運営費用及び数年に1度大規模改修が、さらに必要となります。施設設計内容や運営形態の検討中のため、概算費用が算出できていない状況です。

○多賀城南門地区整備完成後イメージ図



(4) 事業区分

上記整備事業について、優先順位を定め、次のとおり区分します。

A 目的達成に最低限必要な整備（先行事業）

B 目的達成のために実施が好ましい整備又は諸条件の整理が必要となる整備

(単位:千円)

	名称	事業区分	事業費 A	国庫補助 B	市債額 C	一般財源等 A-B-C
1	文化庁所管補助（国宝重要文化財等保存・活用整備費補助金）事業		2,394,249	1,197,123	895,700	301,426
	① 南門・築地塀復元事業 （事前準備、総工事費）	A	1,532,981	766,490	685,000	81,491
	② 地形復元事業（盛土）	A	170,357	85,178	0	85,179
	③ の1 大路等整備事業（北側）	A	50,000	25,000	20,500	4,500
	③ の2 大路等整備事業（南側）	B	50,000	25,000	20,500	4,500
	④ 館前遺跡整備事業 （平面整備）	B	150,000	75,000	61,800	13,200
	⑤ 南辺東半部地区整備事業（園路整備）	B	20,000	10,000	8,200	1,800
	⑥ 政庁北端部地区整備事業 （バス転回所、トイレ等整備）	A	110,000	55,000	45,300	9,700
	⑦ 機械管理整備（維持管理用）事業	A	20,000	10,000	0	10,000
	⑧ ガイダンス施設整備事業	A	131,161	65,580	54,400	11,181
	⑨ 普及啓発事業 （復元工事状況記録等）	A	130,000	65,000	0	65,000
	⑩ 計画策定補助事業	A	29,750	14,875	0	14,875
2	国交省所管補助（社会資本整備総合交付金）事業		2,950,000	450,000	395,900	2,104,100
	① 中央公園整備事業 （公園管理棟、ガイダンス施設駐車場）	A	770,000	385,000	346,500	38,500
	② 政庁大路線整備事業 （J.R.東北本線アンダーパス）	B	2,050,000	0	0	2,050,000
	③ 大路広場整備事業（城南地区）	A	20,000	10,000	9,000	1,000
	④ 無電柱化事業（政庁南大路）	B	90,000	45,000	40,400	4,600
	⑤ 案内板・情報施設整備事業など	B	20,000	10,000		10,000
	合計		5,344,249	1,647,123	1,291,600	2,405,526
	A: 目的達成に最低限必要な整備（最優先事業）小計		2,964,249	1,482,123	1,160,700	321,426
	B: 目的達成のために実施が好ましい整備又は諸条件の整理が必要となる整備 小計		2,380,000	165,000	130,900	2,084,100

※当該事業費は、平成30年11月時点における概算です。

※国庫補助額は、現行の補助率で、採択額100%の場合で記載しています。

※市債額は、財政措置のあるもののみで記載しています。

※市債は、建設事業費（基本設計除く）のみ起債が可能です。当該表においては、補助裏に
対して起債充当率を乗じて計算した概算であるため、年度ごとの事業費や事業内容によっ
て、変更が生じます。

(5) 計画期間

ア 期間

整備に係る計画期間は、平成36年度（2024年度。多賀城創建1300年の年度）までとします。ただし、最終的に理想的な整備（事業の全体像）を示すことが必要と考え、計画期間以降についても、「将来」（※具体的な年次はなし。記載があるものについては目安）として、記載することとします。

なお、平成32年度をもって、第五次多賀城市総合計画、特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画及び多賀城市歴史的風致維持向上計画の計画終期を迎えるため、これらの計画の後継計画の内容に応じた見直しは、平成32年度に実施することとします。それ以降は、必要な時期に計画を見直すこととします。

イ 前提

この期間に合わせて、前号の事業区分を整理すると、次のようになります。

区分	整備を目指す適切な時期
A 目的達成に最低限必要な整備（先行事業）	計画期間内
B 目的達成のために実施が好ましい整備又は諸条件の整理が必要となる整備	将来

ウ スケジュール概要

理念で示したとおり、現時点での計画であり、各年度における事業実施は、国庫補助金採択額に応じたものとするため、国庫補助金採択状況に応じ、延伸する可能性があります。

スケジュール詳細については、別紙「事業計画（案）」のとおりです。

○スケジュール概要

	年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39以降	
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027以降	
		計画期間								将来		
文①	南門・築地堀復元事業	→										
文②	地形復元事業	→										
文③	大路等整備事業				→				→			
文④	館前遺跡整備事業								→			
文⑤	南辺東半部地区整備事業								→			
文⑥	政庁北端部地区整備事業					→						
文⑦	機械管理整備(維持管理用)事業					→						
文⑧	ガイダンス施設整備事業				→							
文⑨	普及啓発事業		→									
文⑩	計画策定補助事業	→										
国①	中央公園整備事業	→										
国②	政庁大路線整備事業									→		
国③	大路広場整備事業			→								
国④	無電柱化事業									→		
国⑤	案内板・情報施設整備事業など								→			

※実施順を示したものであり、補助採択額によっては、計画時期が到来しても実施できないことがあります。

(6) 財源の確保等

整備に関して、その財源は実施の適切なタイミングを図る上で重要な要素となります。財源確保に向け、取り組むよう努力する事項として、次のとおり整理します。

ア 財源に関する原則としての考え方

次のとおりとします。

- ①事業実施の大前提として、整備事業については、年度ごとの事業実施額は、国庫補助金の補助採択額に応じた工事とすることとします。
(従って、状況によっては工期が長期間延伸する場合があります。)
- ②財源の優先度としては、原則、国庫・県補助金、市債（地方交付税措置があるもののみ）、史跡のまち基金、寄附、一般財源等の順とします。

イ 国庫補助金の確保、県の支援要請

特別史跡多賀城跡附寺跡は、国内の指定史跡の中で全国に62件のみの国宝と同等の「特別史跡」に指定されています。このことから、文化庁の史跡整備補助においては、働きかけによって優先的な枠配分も期待されます。

国からの積極的支援を期待することが相当と考えますので、事業を実施する場合には、国庫補助金の所要額が全額確保できるよう各所に働きかけを行うことが重要です。

国庫補助金の所要額全額確保に向けては、次の2点を基軸として、努めていくこととします。

- ①当該事業に対する市の姿勢を示すこと（この方針、各年度における予算、市長からのトップセールスなど）。
- ②行政からの要望のみで実現を目指すのではなく、市民団体や市議会議員など多種多様な要望活動によって、国に思いを伝えること。

また、類似復元施設においては、都道府県の財政的支援を受けて復元しているものも多くあります。宮城県にさらなる支援の働きかけを行うことも重要となります。

ウ 市債の活用

市債の活用については、地方交付税措置があるもののみ起債することを原則とします。

東京オリンピック・パラリンピックを契機とした文化経済戦略や文化財保護法改正という文化財活用に係る国の流れの一環として、文化財の保存・活用に係るハード事業に対する地方交付税措置が、平成30年度から新たに創設されました。ただし、当該市債については、国庫補助金が前提となっており、補助裏にのみ地方交付税措置が適用となることから、国庫補助金の補助基準額に応じた額のみ起債することとします。

文化財の保存・活用に係る地方財政措置について	
○ 「文化経済戦略」（平成29年12月27日内閣官房・文化庁策定）や「文化財保護法」の改正（通常国会提出予定）などを踏まえ、文化財の積極的な保存・活用を推進するため、平成30年度から、保存・活用に要する経費に対する地方財政措置を拡充。	
①	文化財の保存・活用に係る国庫補助事業（ハード事業）の地方負担について、一般補助施設整備等事業債の対象とし、元利償還金に対する交付税措置を拡充（充当率90%、交付税措置率30%）。
②	文化財の保存活用計画を策定し、当該計画に基づき実施する活用事業（国庫補助事業、地方単独事業）に要する経費（ソフト事業）について、新たに特別交付税措置。

（総務省資料「平成30年度主要施策関係資料」から抜粋）

国の起債メニュー	充当率	普通交付税措置率	普通交付税措置の条件
一般補助施設整備等事業債	90% (45%)	30% (13.5%)	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の保存・活用として行うハード事業に係る文化庁の国庫補助金を受けていること。 国庫補助金の補助裏分のみとすること。

※充当率、普通交付税措置率のカッコ書は、国庫補助基準額に対する割合です。

エ 史跡のまち基金の活用

当該整備事業実施による多賀城市財政への影響を可能な限り抑えるためには、この事業に充当可能な基金である「史跡のまち基金」の活用を検討する必要があります。

基金残高は、841,755千円（平成30年5月31日現在。平成29年度決算資料ベース）となっています。

処分基準により、基金の充当対象は①観光サイン整備事業、②政庁南門復元整備事業、③多賀城駅周辺土地地区画整理事業のうち補助事業に該当する事業、④特別史跡多賀城跡附寺跡土地買上事業のうち公共用地先行取得等事業とされています。

南門等復元整備事業に係る充当対象としては、①文化庁補助事業費用に係る他の特定財源の残額（国庫補助金採択額の範囲に限ります。）②市債の元利償還金（普通交付税措置分を除きます。）に対して充当を予定しています。当該活用を行った場合支払い想定額は、基金残高とほぼ同額となる試算です。

オ 寄附の募集

特別史跡は国宝と同等の価値を有するものであり、多賀城跡は、全国に62件のみの特別史跡に指定されています。

そのため、多賀城跡は、多賀城市民だけではなく、宮城の、東北の誇りになると考えています。南門復元を期待する声は、市内のみならず、市外、県外からも寄せられています。

このため、ふるさと多賀城応援寄附をはじめとした各種寄附の制度を活用し、御好意の受け皿を整備することとします（受け皿の整備手法については、この報告後に検討を進めます。）。

なお、いただいた御好意については、南門等復元整備事業、ガイダンス施設整備事業、周辺整備事業（特別史跡内のみ）などのハード整備の外、あやめまつりなどをはじめとする多賀城跡で実施される各種イベント開催などの活用を予定しています。

また、国からの積極的支援を期待することが相当と考えますので、寄附金を、補助金が要望額どおり採択されなかった場合の代替とはしないことを原則とします。

5 活用のために

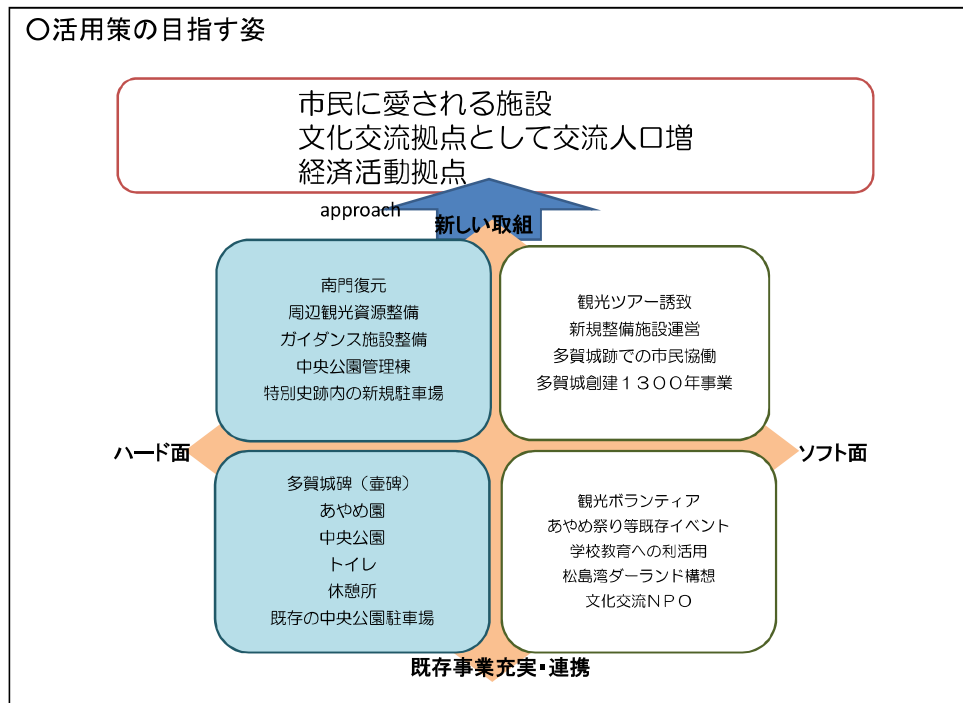
理念で示したとおり、歴史的風致の維持向上には、当該文化財を活かした人々の営みが不可欠です。また、多賀城跡の目指す姿を達成するためにも、補完的な役割とはなりますが、とても重要な要素の1つです。

特に、復元整備に係る他の類似事例（巻末参考に掲載）からも、経済的影響については、創意工夫を行わないと一定の効果が生まれないことが、明らかとなっています。

ここでは、その活用策についての方針を示します。

(1) 活用によって目指す姿

活用によって目指すところは、先に整理している特別史跡多賀城跡附寺跡の目指す姿を達成することにあります。そのため、先に整理したとおり4つの目的に沿って活用を目指す必要があると考えています。



(2) 活用に当たっての前提

活用に当たって留意すべき前提について、整理します。

ア 土地の利用制限

文化財保護及び都市計画などの土地利用について制限があるため、留意が必要です。

イ ブランド販売戦略

経済的影響の促進を図る上では、ブランド販売戦略として「①売れる“商品”、②名産品の開発・育成、③人材育成」といった継続して行っている事業をより一層ブラッシュアップしていくことが、必要となります。

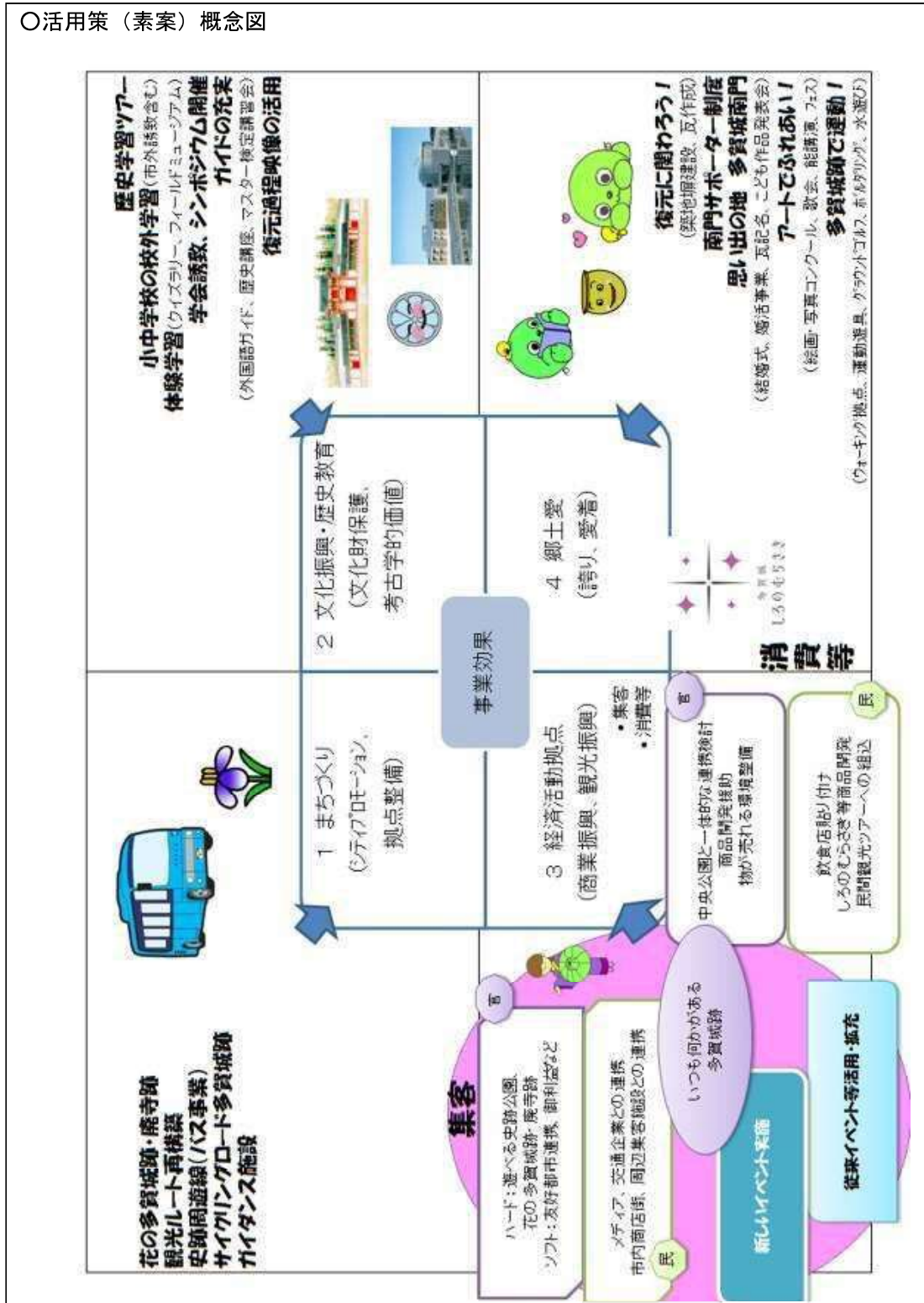
ウ 関係団体、市民との協力

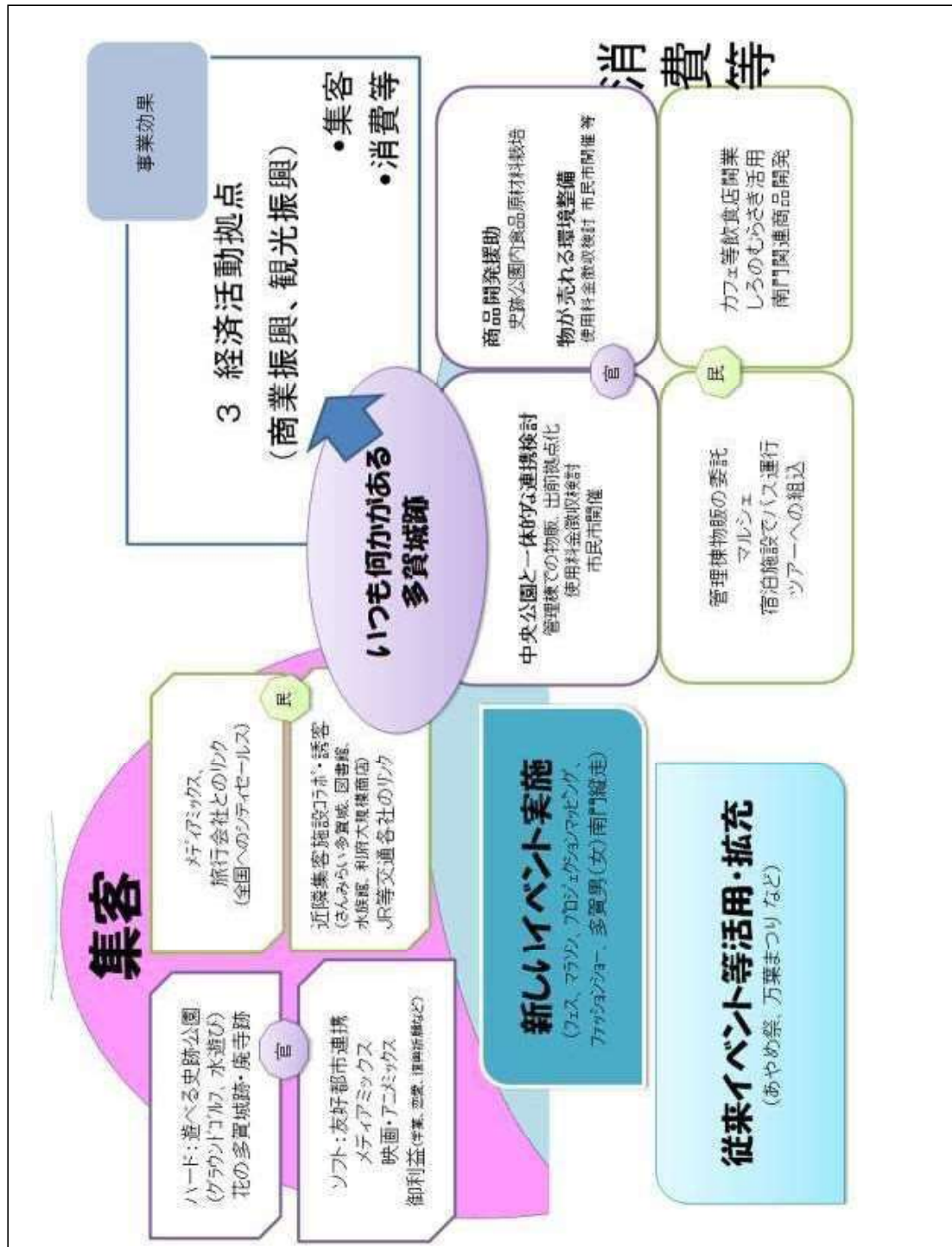
多賀城跡は、行政だけのものではありません。商工団体や観光団体といった各種団体や思いを持った市民のみならずと共に活用し、魅力を高めることが重要です。

(3) 活用案

活用については、十分に検討・精査の上、実施内容を決定する必要があります。
この方針では、(案)として平成29年度に庁内で出された素案を次のとおり提示します。

〇活用策(素案)概念図





※当該事業の実施には、相応の費用・人員を要します。

※上記活用策素案は、庁内各部署からあった意見を集約したものです。

※上記は、イメージであり、実施可能性が担保されたものではありません。

(4) 活用に係る実施時期

理念に記載のとおり、活用については、次の2種類に区分され、それぞれ実施時期も次のとおり整理されます。

区分	実施時期
C 整備を行わずとも実施可能な活用策	すぐに実施を検討し、検討終了後実施
D 整備が前提となる活用策	該当する整備の実施中に検討し、整備完了後に実施

「整備を行わずとも実施可能な活用策」については、すぐに実施が可能なものとなります。既に文化交流拠点として魅力を発信している多賀城跡を有効かつ効果的にPRすることになりますので、既に実施している事業のバージョンアップや新規に展開する事業を、財源に留意しつつ、積極的に検討する必要があります。

「整備が前提となる活用策」については、整備が完了した後に実施することとなります。ただし、活用の内容を検討することで、整備内容にも反映することが想定されますので、整備に先んじて、整備後の姿を思い描き、活用策を検討する必要があります。

6 推進体制

この方針に沿った事業展開を行うために、次のような推進体制をもって、取り組むこととします。

(1) ハード面

ハード整備については、国庫補助金を受けて実施する事業がほとんどであり、国庫補助金の動向が重要なポイントとなることから、各省庁とのこれまでの関係性を最重要視する必要があります。

ア 文化庁補助事業

①文化財保護に留意しながら工事を行う必要があること。

②これまでの文化庁との関係性が最重要視されること。

⇒これまで同様に「教育委員会事務局文化財課」が主体

※事業規模が大きく膨らむ時期については、係分割の検討など柔軟な対応も検討

イ 国土交通省補助事業

①多賀城市歴史的風致維持向上計画により国土交通省補助事業となっている事業が存在すること。

②これまでの国土交通省との関係性が重要となること。

⇒これまで同様に「建設部」が主体

ウ 留意点

整備後の活用が重要となるため、各担当部局と定期的な調整を行いながら、整備を行うよう留意する必要があります。

(2) ソフト面（活用策）

ソフト事業については、文化財保護・文化財教育事業、多賀城創建1300年記念事業、市民文化創造事業、広場公園事業、観光事業の5つに区分されると考えます。

ア 文化財保護・文化財教育事業

多賀城跡は、第一義的に史跡です。史跡は、適切な保護が大前提となり、その発掘の成果は学術的に解析されることが、まず必要です。その上で、文化財としての価値については、文化財教育をとおして、若い世代に継承していかなければなりません。

これについては、文化財に関する知識が必要であるため、「教育委員会事務局文化財課」を軸に教育委員会事務局内の各担当部局が実施します。

イ 多賀城創建1300年記念事業

平成36年・2024年に多賀城創建1300年を迎えます。これに関する記念事業については、国や県と調整を進めます。

事業内容は、詳細未定であるものの、文化芸術や歴史をテーマにした事業展開となることを想定しています。そのため、平成29・30年度に実施した東日本大震災復興祈念特別展「東大寺と東北一復興を支えた人々の祈り」で培ったスキルと経験を活かすため、「市民文化創造局」が担当します。

ウ 市民文化創造事業

「アートインスタレーション」といった文化交流事業について、多賀城跡を会場として実施してきました。当該事業については、主管課である「市民文化創造局」が担当します。

エ 広場公園事業

「あやめ園」をはじめとした特別史跡区域内の中央公園を中心とした広場・公園を活用した事業展開を行っています。施設管理所管課である「建設部道路公園課」と調整を図りながら、それぞれの担当部局において実施します。

オ 観光事業

「多賀城跡」は、現在も観光資源の1つですが、多賀城南門が復元されることで、観光資源としての力はより発揮されることとなりますので、「市民経済部商工観光課」が担当します。

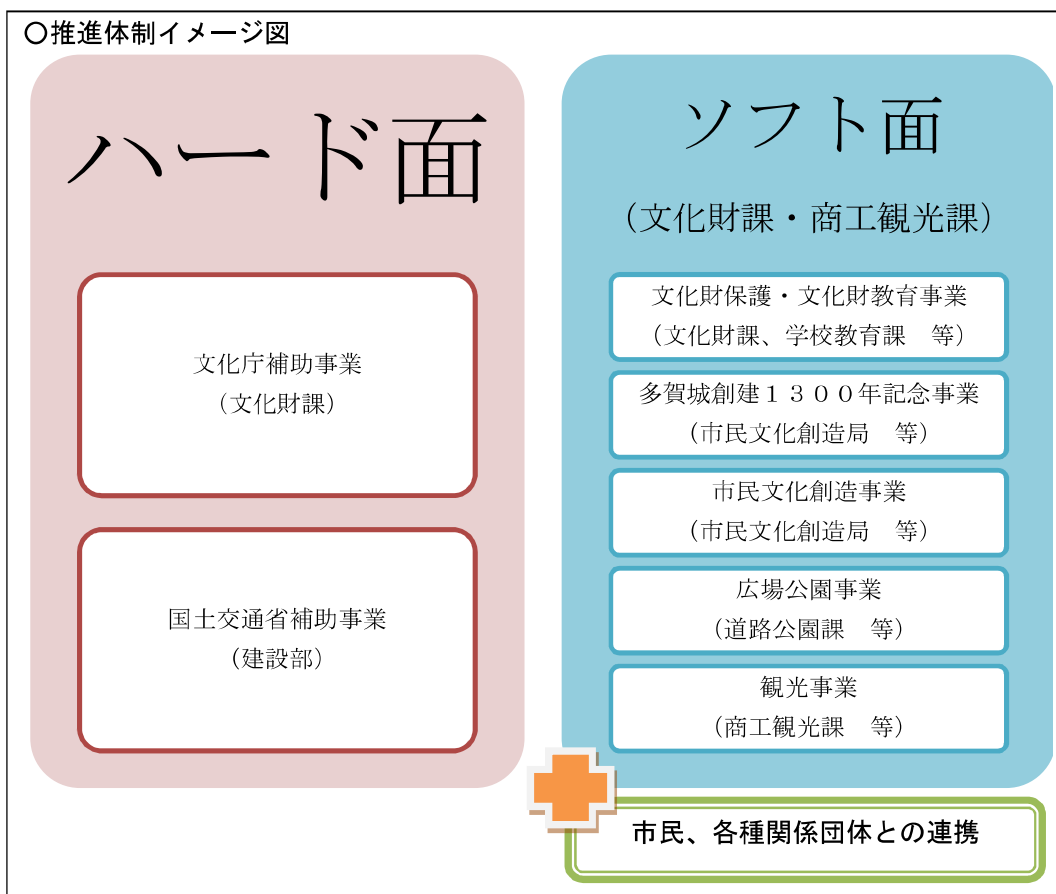
カ ソフト面（活用策）の総括

文化財保護の所管課である「教育委員会事務局文化財課」と観光活用の所管課である「市民経済部商工観光課」が連携しながら、総括を担います。

今後、活用が本格化すれば、教育行政の一部を市長部局が担うことが可能となる法律等の改正が予定されていますので、文化財行政の市長部局への移管等も含めたより柔軟で広い視野に立った組織も検討を進めます。

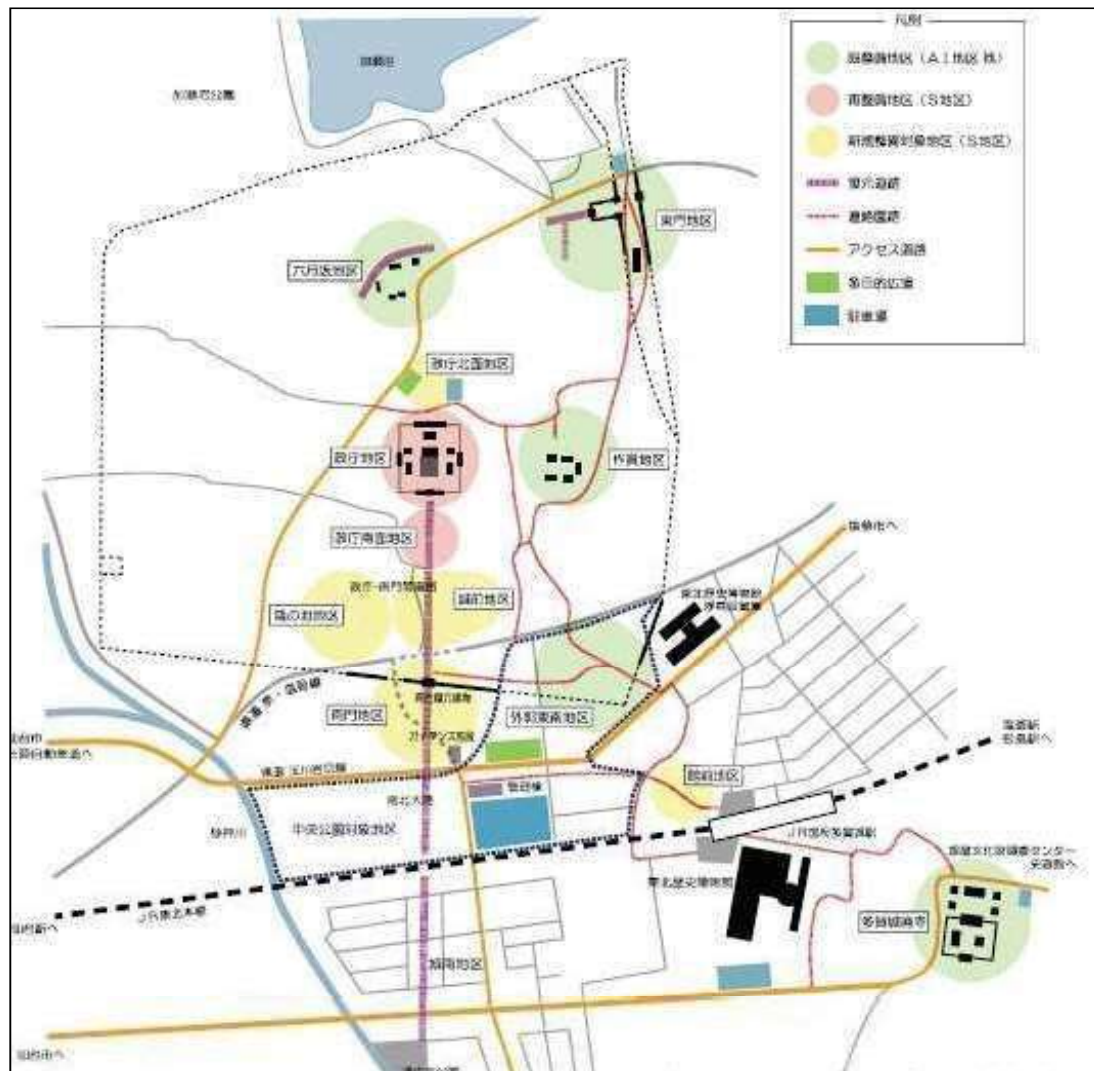
(3) 行政以外からの協力

多賀城跡は、行政だけのものではありません。特に活用に関してになりますが、商工団体や観光団体といった各種団体や思いを持った市民のみなさまと共に、思いをひとつに進めることが重要です。



【参考資料】

○特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画（整備活用計画マスタープラン概念図）



○多賀城市歴史的風致維持向上計画（概要抜粋）

多賀城市の重点区域における施策・事業概要

重点区域の名称と面積
多賀城市歴史的風致維持向上地区 約334ha

多賀城南門復元事業、特別史跡多賀城跡附寺跡復原整備事業

南北大路整備事業、特別史跡多賀城跡附寺跡復原整備事業
歴史認識の向上と市内への周知を図ることも、震災復興のシンボルとするため、景観調査結果及び学術的見地に基づき多賀城南門を主体復元します。また、南門復元に合わせ、既存跡と南門を繋ぐ道路整備を併進し、特別史跡の一体的な整備を図ります。



現在の状況

多賀城南門とその周辺の復元イメージ

坂倉邸調査・保存・活用事業

震災で壊れたが修復した坂倉・石倉・土蔵等の路地・構造・状態等の情報を収集します。維持・保存を奨励し、歴史的風致の維持向上に寄与します。故障時には費用の一部を助成します。



坂倉の調査状況

坂倉等の保存・修復

坂倉街道修景事業

震災による復旧を図る上で、道路の産業化、説明標の設置、公共施設の整備、緑地の復元等により歴史的風致の回復を図ります。



現在の状況

坂倉街道の修景イメージ

新秋葉塚整備事業

震災で損傷した舟の舟周辺の、秋葉の地の周辺環境を復旧・整備し、かつての秋葉の地を再現します。



現在の状況

舟の舟の修景イメージ

複元文化財保存活動

震災により被災した文化財等について、調査を実施し、保存措置を講じることにより、調査資料の展示公開を図ります。



被災した資料の調査状況

その他の対策関係事業

- 無電柱化事業
- 大規模修繕整備事業
- 案内板・情報施設整備事業 など...

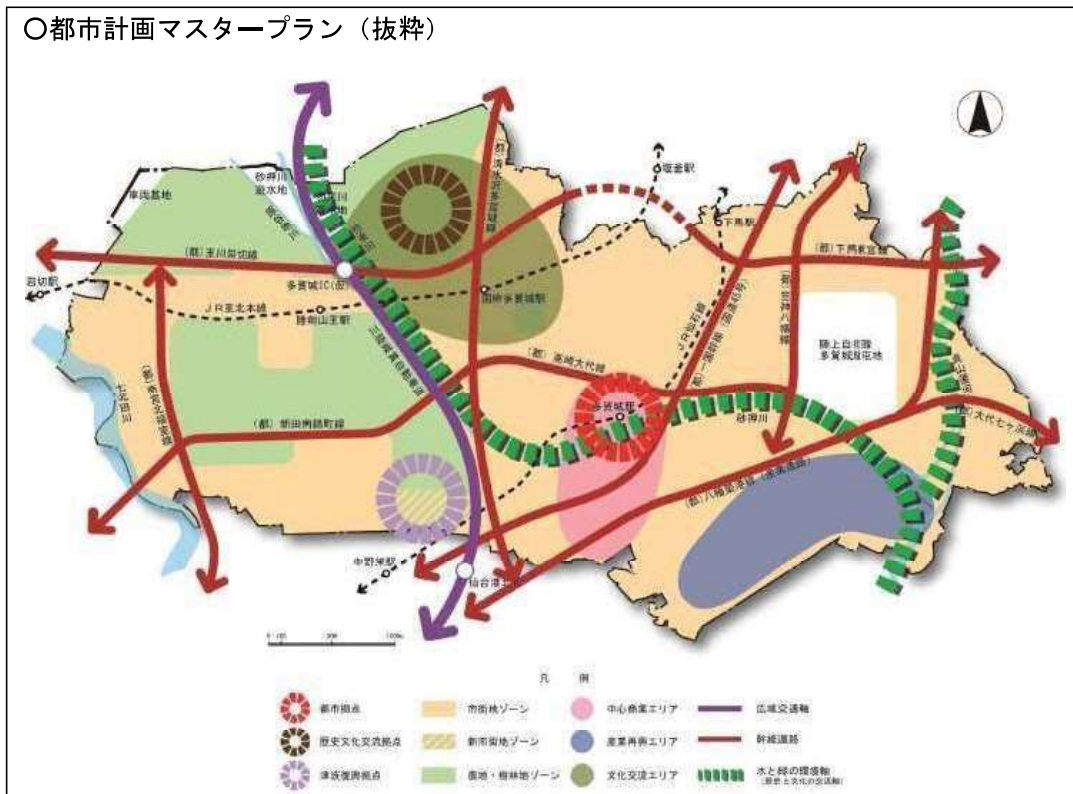


— 寺区域
— 重点区域 (面積約334ha)
— 特別史跡の範囲

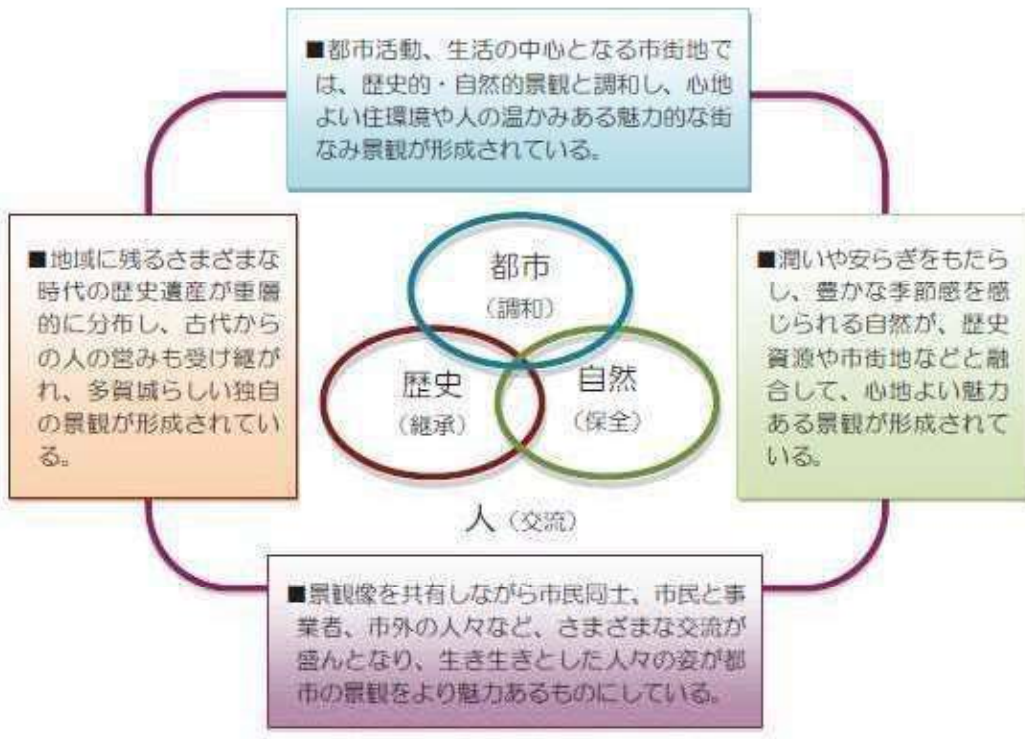
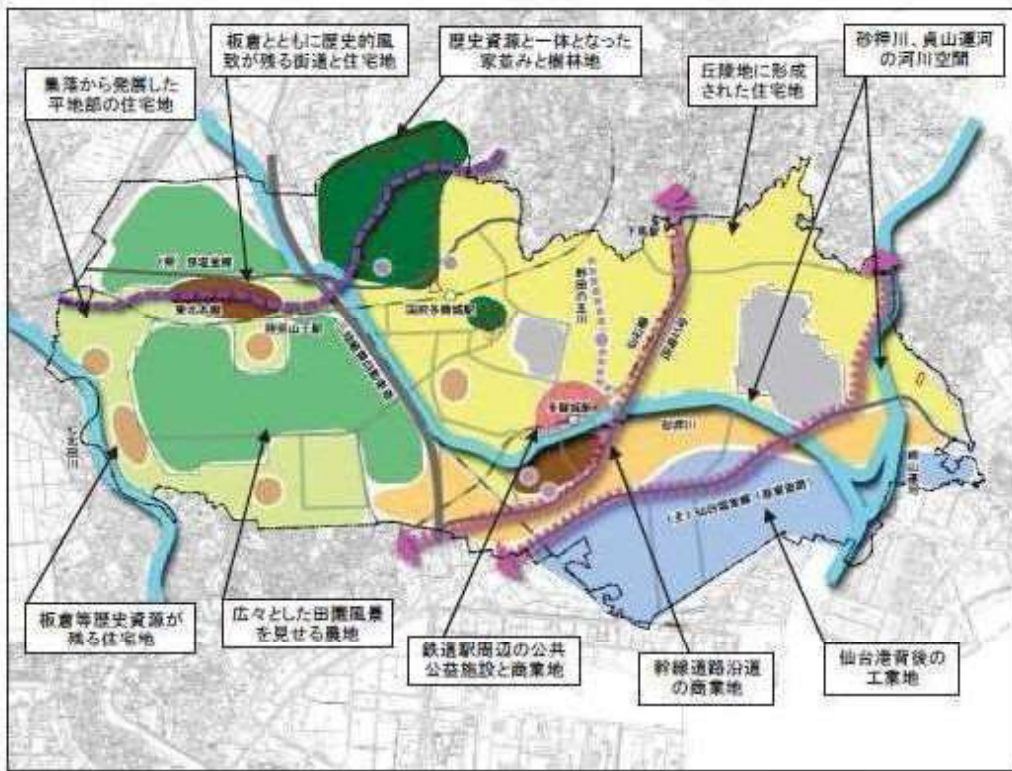
良好な景観形成に関する施策

- 都市計画
 - ・壁面制限や用途制限などの規制を策定し歴史的景観や町並みへ配慮する
 - ・重点区域のほぼ全域に高さ規制を設ける
- 景観計画
 - ・市民参加の下、歴史的風致の維持向上に繋がる景観、地域の文化に根ざした景観を形成するための、景観計画を策定する
- 屋外公告物
 - ・景観計画による屋外公告物の規制・誘導

○都市計画マスタープラン（抜粋）



○多賀城市景観計画（抜粋）



○類似事例

①特別史跡に係る復元事例

名称 (所在地)	平城宮跡大極殿 (奈良市)	平城宮跡朱雀門 (奈良市)	平城京左京区三條二坊宮跡庭園 (奈良市)	一乗谷朝倉氏遺跡 (福井市)	讃岐国分寺跡 (香川県高松市)	多賀城復元南門等(想定) (多賀城市)
事業主体	国(文化庁)	奈良国立文化財研究所	市	県	市	市
維持管理	国(文化庁)	国(文化庁)	市	市	市	市
種別	特別史跡	特別史跡	特別史跡	特別史跡	特別史跡	特別史跡
復元物	第1次大極殿	朱雀門	復元建物及び復元木堀	武家屋敷及びまちなみ	僧房及び築地堀の一部復元	南門・築地堀
復元年度	平成13~22年	平成元年~9年	昭和54~60年	・武家屋敷：昭和57~59年 ・まちなみ：平成3~7年	平成元年~3年	-
観光客入込数(年間)	不明	不明	約3,000人	約300,000人	約22,000人	- 【参考・復元前】33,302人(H29)
物販施設有無	なし (平城宮跡全体としての資料館はあり)	なし (平城宮跡全体としての資料館はあり)	なし (平城宮跡全体としての資料館はあり)	あり	あり	-
施工費用	約183.3億円	約40億円	約4.6億円 (うち単独事業約1.5億円)	約6.7億円	約19.1億円	約20億円
財源	国	事業主体	事実上10/10	1/2	1/2	1/2
	県	なし	なし	約1/5	事業主体	2/6
	市	なし	なし	3/10 +単独事業(起債あり)	なし	1/6 (起債あり)

※物販施設での販売物は、関連書籍や史跡関連商品です(一般的なお土産物は、販売していません)。

※起債については、平成30年度から交付税措置あり(これらの施設の建設時は交付税措置なし)

②古代の門・塀等の復元事例

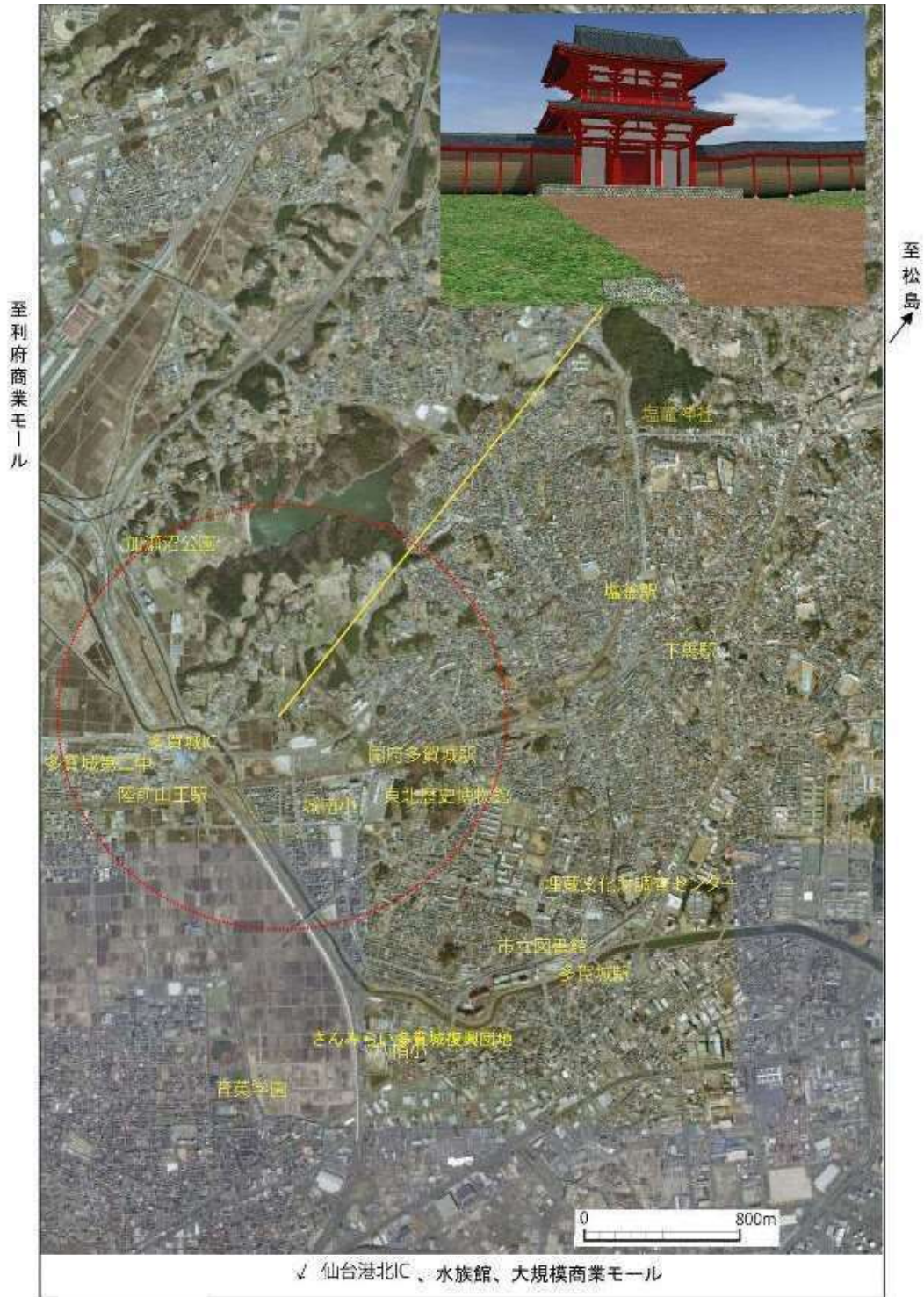
名称 (所在地)	志波城古代公園 復元南門等 (盛岡市)	下野薬師寺跡 復元回廊 (栃木県下野市)	上総国分尼寺跡 復元中門、回廊 (千葉県市原市)	多賀城復元南門等 (想定) (多賀城市)
事業主体	市	市	市	市
種別	史跡	史跡	史跡	特別史跡
復元年度	・外郭南門： 平成9年度 ・政庁南門： 平成15年度	平成11～12年度	中門：平成5年 回廊：平成9年	-
観光客 入込数 (年間)	22,788人 【参考・復元前】 13,694人(H14)	8,191人	9,556人	- 【参考・復元前】 33,302人(H29)
物販施設 売上額	約80万円 (H28年度)	約20万円 (H28年度)	0円 (物販なし)	-
施工費用	約14億円	約1.7億円	中門：約2.2億円 回廊：約11.4億円	約20億円
財源	国	1/2	1/2	1/2
	県	1/4	なし	なし
	市	1/4 (起債あり)	1/2	1/4 (起債あり)

※上記売上額は、常設販売による額であり、各種イベントにおける売上額は含まれていません。

※物販施設での販売物は、関連書籍や史跡関連商品です（一般的なお土産物は、販売していません）。

※起債については、平成30年度から交付税措置あり（これらの施設の建設時は交付税措置なし）

○多賀城跡と周辺施設との位置図



○検討経過

多賀城市執行部の意思決定機関である行政経営会議の下部組織である調整会議(※)において、平成29年度に5回、平成30年度に2回の調査・検討を行っている。この調査・検討内容を取りまとめたものです。

※調整会議とは、行政経営会議の下部検討組織であり、各部次長等を構成員としている。当該議題に関しては、商工観光課長及び文化財課長も同席しています。

○調整会議の委員・出席者

	職名	平成29年度	平成30年度
1	市長公室長	鈴木 学	鈴木 学
2	市長公室長補佐(行政経営担当)	長瀬 義博	長瀬 義博
3	市長公室長補佐(財政経営担当)	阿部 克敏	佐藤 昌史
4	総務部次長	長田 健	長田 健
5	市民経済部次長	佐藤 利夫	佐藤 利夫
6	保健福祉部次長	木村 修	木村 修
7	建設部次長	乗上 英隆	熊谷 信太郎
8	上水道部次長	根元 伸弘	根元 伸弘
9	教育総務課長(副教育長)	松岡 秀樹	松岡 秀樹
10	商工観光課長	鈴木 良彦	鎌田 洋志
11	文化財課長	千葉 孝弥	佐藤 良彦

※この外、担当課職員及び事務局(市長公室行政経営担当)が出席している。

○調整会議の経過

回数	概要	開催日
1	議事内容	平成29年 5月10日
	次回までの調査事項	
2	議事内容	平成29年 6月6日
	次回までの調査事項	
3	議事内容	平成29年 6月29日
	次回までの調査事項	

回数	概要	開催日
4	議事内容	平成29年 7月11日
	次回までの調査事項	
5	事務局から報告書案を提示し、検討を行った。 →当該内容を基に行政経営会議及び全員協議会説明を実施	平成29年 7月21日
6	議事内容	平成30年 10月10日
7	議事内容	平成30年 10月19日

多賀城南門及び周辺地区整備・活用基本方針 概要版

平成30年11月

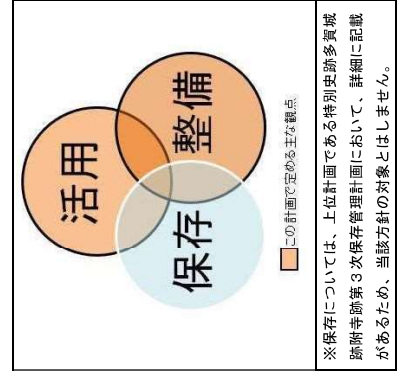
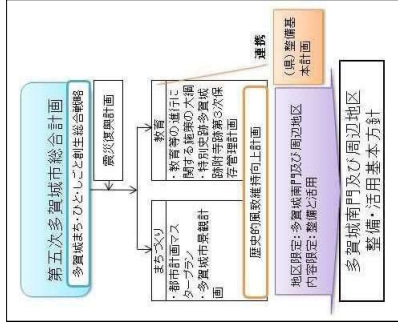
【1 調査・検討の経緯】

多賀城南門等復元整備事業については、平成27年度及び平成28年度に実施設計を行い、その概要は平成29年5月30日の全員協議会で説明したところです。

この多賀城南門等復元整備事業の実施設計を受けて、当該整備事業と併せて整備することとなる周辺施設の整備事業を含めたスケジュール等について、平成29年8月に中間報告書として、状況をとりまとめ、考えうる3つの案を提示したところです。

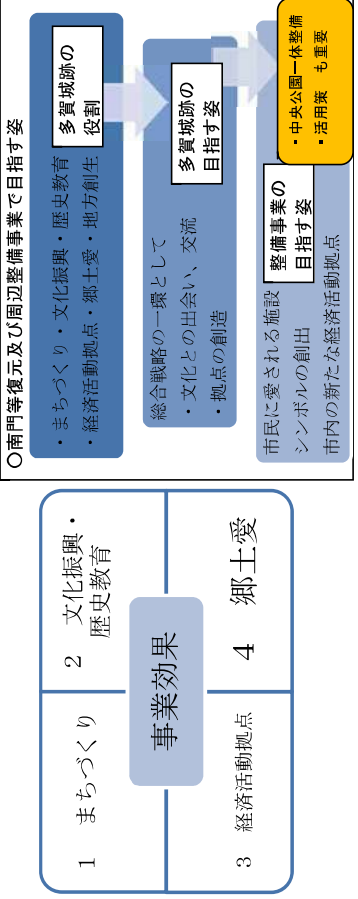
この方針は、最終報告書として、中間報告後の国の動向等を反映した上で、考慮すべき事項の調査・整理を行い、事業効果の検証をとおして、将来のあるべき姿を設定し、その姿に向かうための手法とスケジュールを整理したものです。

【2 方針の位置付け等】



【3 整備事業の目的・効果】

No.	概要	掲載頁
ポイント①	期待される役割「まちづくり」「文化振興・歴史教育」「経済活動拠点」「郷土愛」	P7
ポイント②	「中央公園との一体的整備」「新たな活用策の展開」	P10

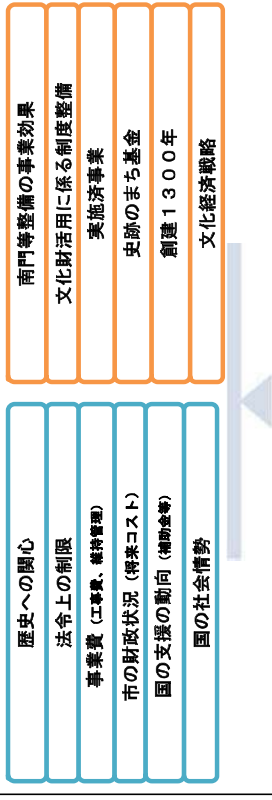


資料 2

【4 整備・活用に係る課題など比較考慮すべき事項】

No.	概要	掲載頁
ポイント①	現状変更や建物建築における法令上の制限	P17～19
ポイント②	市の財政事情(史跡のまち基金含む。)	P20、32
ポイント③	補助金の動向と採択額に応じた事業調整	P20、23
ポイント④	国の社会情勢(人口減少、高齢社会到来)	P20
ポイント⑤	事業費(工事費)	P24
ポイント⑥	事業費(維持管理費)	P29
ポイント⑦	文化財活用のための制度整備(市債への新しい地方交付税措置)	P33

○比較考慮すべき事項



【5 多賀城南門及び周辺地区の整備・活用に当たっての理念】 (P21～23)

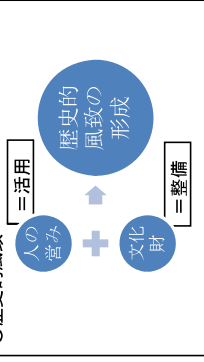
「歴史的風致の維持向上を図ったうえで、

多賀城の魅力、多賀城らしさを向上させるため、

必要となる整備・活用を、可能なタイミングで実施することとします。」

No.	概要	掲載頁
ポイント①	歴史的風致とは	P21
ポイント②	必要となる整備・活用とは	P22
ポイント③	可能なタイミングで実施とは(補助金の動向と採択額に応じた事業調整)	P23

○歴史的風致



○可能なタイミングとは

多賀城創建1300年を目指しながらも国庫補助金の動向と採択額に応じた事業調整

【6 整備スケジュール等】 (P 31)

区分	整備を目指す時期
目的達成に最低限必要な整備（先行事業）	平成36年度まで（計画年度内）
実施が好ましい又は諸条件の整理が必要となる整備	将来（年度設定なし）

（平成32年度には、見直し予定です。）

○スケジュール概要

年度	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021	H34 2022	H35 2023	H36 2024	H37 2025	H38 2026	H39以降 2027以降
文① 南門・築地環状線事業										
文② 地形復元事業										
文③ 大馬路等整備事業										
文④ 錦町遺跡整備事業										
文⑤ 南辺東半部地区整備事業										
文⑥ 政庁北端部地区整備事業										
文⑦ 継体管理整備(維持管理)事業										
文⑧ ガイダンス施設整備事業										
文⑨ 普及啓発事業										
文⑩ 計画策定補助事業										
国① 中央公園整備事業										
国② 政庁大馬路整備事業										
国③ 大馬路広場整備事業										
国④ 無電柱化事業										
国⑤ 案内板・情報施設整備事業など										

※実施順を示したものであり、補助採択額によっては、計画時期が到来しても実施できないことがあります。

【7 財源の確保】

No.	概要	掲載頁
ポイント①	財源に関する原則としての考え方	P32
ポイント②	国庫補助金の確保・県の支援要請	P32
ポイント③	市債の活用	P33
ポイント④	史跡のまち基金の活用	P33
ポイント⑤	寄附の募集	P33

○財源に関する原則としての考え方

- ①年度ごとの事業実施額は、国庫補助金の補助採択額に応じた工事
- ②原則、国庫・県補助金、市債（地方交付税措置があるもののみ）、史跡のまち基金、寄附、一般財源等の順

○国庫補助金の確保

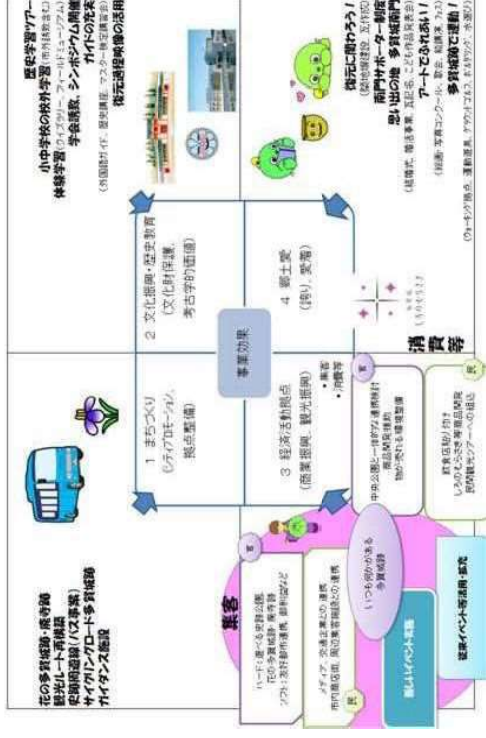
国からの積極的支援に期待することが相当
国庫補助金の所要額が全額確保できるよう各所に働きかけを行うことが重要

○文化財の保存・活用に係る市債の地方交付税措置（平成30年度から）

充当率	種別措置	普通交付税措置の条件
90%	30%	・文化財の保存・活用として行うハード事業に係る文化庁の国庫補助金を受けていること。
(4.5%)	(1.3、5%)	・国庫補助金の補助率分のみとする。

【8 活用策検討】 (P 35～37)

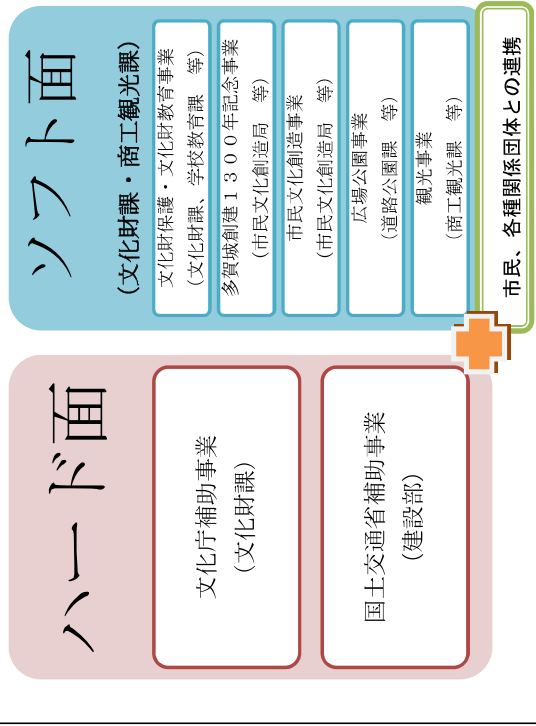
復元する南門単体だけでは期待する事業効果が十分とはいえないことは、前述のとおりです。特に経済的影響については、創意工夫を行わないと、一定の効果が生まれません。当該施設の利活用や周辺施設との連携によって、事業効果を大きくする必要があります。



※上記は、イメージであり、実施が阻害されたものでは、ありません。

【9 推進体制】 (P 38、39)

○推進体制イメージ図



多賀城南門復元・周辺整備等事業計画（案）

更新版

Table with columns for fiscal year (平成29年度 to 平成39年度以降) and rows for various projects (e.g., 南門・築地復元事業, 地形復元事業, 大馬路整備事業, 南門周辺整備事業, 中央公園整備事業, 大馬路整備事業, etc.). Includes sub-totals for '事業内訳' and '総計'.

平成29年度～平成36年度総事業費累計 2,739,750 ③
うち史跡のまち基金繰入金累計 424,639 ④
うち一般財源累計 30,337 ⑤

※当該事業費は、平成30年12月時点における概算です。
※事業計画案の文化庁事業分については、各年度で必要とする要望額を記載しており、通常補助及び補正時の補助の範囲により交付されるので、要望どりの事業費にならない場合があります。
※史跡のまち基金繰入金は、文化庁補助事業に充当しています。実際の充当の際には、事業精査を行うこととなります。
※起債額については、財政措置のあるもののみ記載しています。実際の予費措置の際は、事業内非選債部分の精査を行うこととなります。
※この計画（案）掲載の総事業費を含む各年度については、平成30年度における概算値であり、今後の事業精査によって大幅な変更となる可能性があります。
※この計画（案）は、平成30年度における概算費用、財政状況、財源措置等を通じ各年度の事業費を算いたものです。国庫補助金の採択額、詳細な事業額、財政状況の変化によっては、計画を変更することとなります。